

さん 山 水 花 のまちづくり

埴町第六次長期総合計画

2022 ▶ 2031



豊かな自然と和のこころ
未来につなぐ
にぎわいの里
はなわ

令和4年3月

埴町

目次

第1編 序論

第1章 長期総合計画の概要	2
1. 長期総合計画について	2
2. 長期総合計画の構成	3
第2章 埴町の現状	5
1. 概況	5
2. 人口	6
3. 産業	10
4. 所得状況	16
5. 教育	17
6. 保健・福祉	18
7. 財政状況	19
第3章 住民の意識	20
1. アンケート調査	20
2. 住民ワークショップ	26
第4章 埴町の特性と主要課題	27
1. 特性	27
2. 主要課題	28

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	32
1. 基本理念	32
2. 将来像	34
3. 施策の基本方針	35
第2章 将来人口	36
1. 人口についての考え方	36
2. 高齢化についての考え方	37
第3章 関連計画との整合	38
1. 総合戦略・強靱化計画等	38
2. 個別計画	38
第4章 SDGsとの調和	39
第5章 施策体系	40

第3編 前期基本計画

第1章 重点施策	42
重点施策1. 安定した雇用を創出する	43
重点施策2. 埴町への人の流れをつくる	44
重点施策3. 子育てしやすい環境をつくる	45
重点施策4. 互いが支えあい、安心して暮らせるまちをつくる	46
第2章 個別の施策	47
基本方針1 活力とにぎわいにあふれたまち(産業・雇用創出)	47
施策1 農業振興	47
施策2 林業振興	49
施策3 商工業振興	51
施策4 観光振興	53
基本方針2 だれもが健やかに共生するまち(保健・福祉)	55
施策1 地域福祉	55
施策2 子ども・子育て支援	57
施策3 高齢者福祉	59
施策4 障がい者福祉	61
施策5 健康づくり	62
基本方針3 ふるさとを愛し心豊かに生き抜く力を学ぶまち(教育)	64
施策1 学校教育	64
施策2 生涯学習	66
施策3 生涯スポーツ	68
施策4 歴史・文化・芸術	69
基本方針4 豊かな自然の中に暮らす安全・安心のまち(都市基盤)	70
施策1 安全・安心対策(防災・防犯・交通安全)	70
施策2 移住・定住、関係人口の増進	73
施策3 地域交通	75
施策4 上下水道	76
施策5 情報通信基盤の整備	78
施策6 生活環境	80
施策7 自然環境	81
基本方針5 住民と協働で歩むまち(行財政・コミュニティ)	82
施策1 行財政運営	82
施策2 住民協働	83
第3章 計画の推進	84

資料編

埴町長期総合計画審議会条例	86
埴町長期総合計画審議会委員名簿	88
策定経過	89

埴町第六次長期総合計画

山水花のまちづくり

第1編

序 論

長期総合計画の概要

1 長期総合計画について

本町では、「長期総合計画」を町の最上位計画として位置づけ、「埴町第五次長期総合計画」(以下、「第五次計画」という。)を平成23年度(2011)に策定し、令和2年度(2020)までの10年間を計画期間として、その指針に沿ってまちづくりを進めてきました。

その間も、本町の少子高齢化や人口減少は一層進んでおり、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題はさらに深まっています。また全国的に、ICT導入による行政サービスの簡素化・効率化の方向性や、地方への人口還流に向けた地方創生の推進が求められています。

平成26年(2014)に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、本町は平成27年度(2015)に「(第1期)埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略」(以下、「第1期総合戦略」という。)を策定し、人口減少への課題や地域活性化に向け各種の施策を講じてきました。

さらに、平成27年(2015)9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のためのSDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

また近年、わが国のいたるところで激甚災害が発生しており、それまで安全だと考えられていた地域も甚大な被害を受けることがあり、どこに住んでいても災害への日頃からの備えをして暮らす必要が出てきています。加えて令和2年(2020)、新型コロナウイルス感染症が世界を席卷し、世界中で人々の衛生面の意識が変化しただけでなく、生活様式に大きな影響が及び、大都市に集中する人の流れに大きな変化が起こる可能性があります。

こうした数々の社会構造の変化に対し、住民との連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしたまちづくりを推進していく必要があります。

このような情勢を踏まえながら、向こう10年間のまちづくりの指針となる「埴町第六次長期総合計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

② 長期総合計画の構成

1 位置づけ

本計画は、本町の取組むまちづくり全分野の方向性を定めるものであり、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。

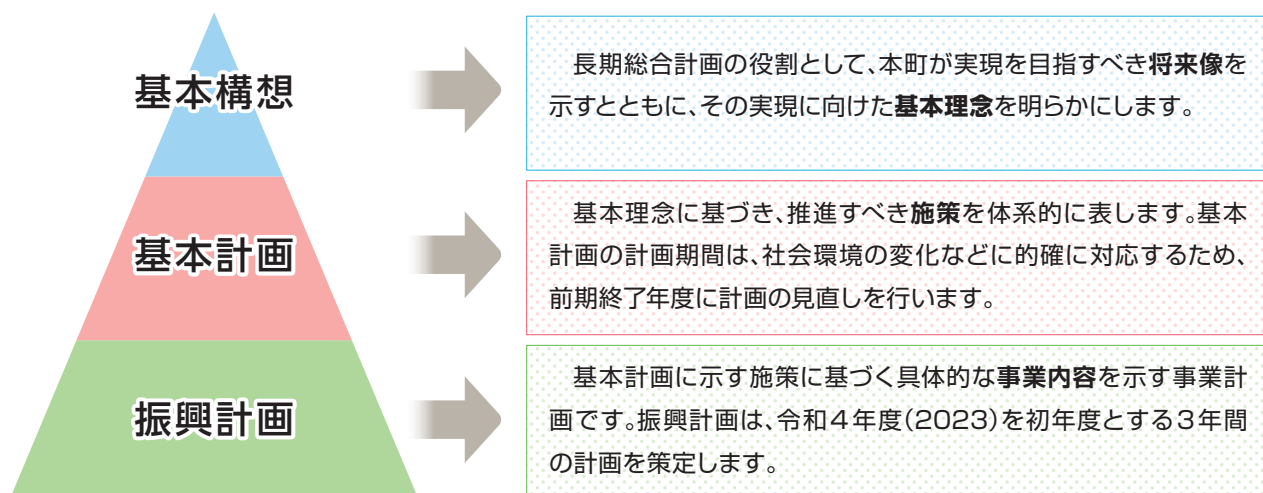
個別の計画との整合性を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって本町の今後の政策を定め明らかにします。

2 計画の構成

長期総合計画の意義のひとつとして、本町の取組む一つひとつの事業の視点だけでは見えない中長期的なビジョンを示すことがあります。

本計画においても第五次計画同様に、基本構想、基本計画、振興計画の3層構造にて、本町の事業の目指すところを示すものとします。

〔長期総合計画〕



3つの計画の関係と 考え方について

長期総合計画においては、基本構想及び基本計画のみを対象としており、毎年度予算に基づきローリングを行う振興計画は別途策定しています。

基本構想及び基本計画は長期的な施策方針であり、あくまでもまちの方向性に沿って重要となる施策分野の考え方を示すもので、具体的な事業や予算額を決定する性質のものではありません。

したがって、基本計画において例として示している「主な事業」と、振興計画(及び予算)に位置付ける事業は完全には一致しません。基本構想及び基本計画は、振興計画を策定するに当たっての「考え方」である、という考え方ができます。

また、振興計画には財源見込みを掲載していますが、一定の事業規模を維持するために必要な財源を記載したもので、財政計画と整合するものではありません。

3 計画の期間

本計画の目標年次は令和13年度(2031)とし、基本構想、基本計画、振興計画それぞれの計画期間を、次のとおりとします。

第六次長期総合計画		第二期埴町地方版総合戦略
基本構想	令和4年度～令和13年度 (10年) (2022～2031)	令和4年度～令和8年度 (5年) (毎年度検証)
基本計画	前期 令和4年度～令和8年度 (5年) (2022～2026)	
	後期 令和9年度～令和13年度 (5年) (2027～2031)	
振興計画	3年ごとに策定 (3年)	

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
基本構想	基本構想(10年)										
基本計画	前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)					
総合戦略	第二期埴町地方版総合戦略					第三期埴町地方版総合戦略					
振興計画	■		■			■		■			■

埴町の現状

1 概況

1 地勢

本町は、福島県の南東部、阿武隈山系と八溝山系に囲まれた田園と山林のまちです。首都東京から約200kmに位置し、東北自動車道や常磐自動車道を経由して約3時間30分、東北新幹線を経由して約2時間で結ばれています。

鮎の生息数日本一を誇る久慈川が町の中央を南北に流れ、その支流である渡瀬川、川上川の渓流とともに、町の豊かな自然の象徴となっています。市街地は、久慈川左岸を中心に開け、交流拠点として、町立図書館やコミュニティプラザを併設した磐城埴駅や、JA福島県厚生連が運営する埴厚生病院、道の駅はなわなどがあり、国道118号線とJR水郡線で郡山市、水戸市と結ばれています。

2 歴史

埴の地は江戸時代、天領として代官所が置かれ、明治以降はスギ・ヒノキなど良質な木材の産地として、また米を主体とした農業地域として知られていました。

昭和30年（1955）から昭和34年（1959）にかけて、当時の埴町と、笹原村、石井村、さらに高城村や棚倉町の一部が合併、編入して現在の埴町域となり、以降、工業団地の整備や住宅団地の分譲など、都市基盤の充実が図られました。近年では、平成15年（2003）に開設された道の駅はなわを拠点に、新鮮な地元農産物やそれらを原料にした加工品による地産地消が推進され、農林業を基幹産業としつつ商工業も集積する町として発展しています。



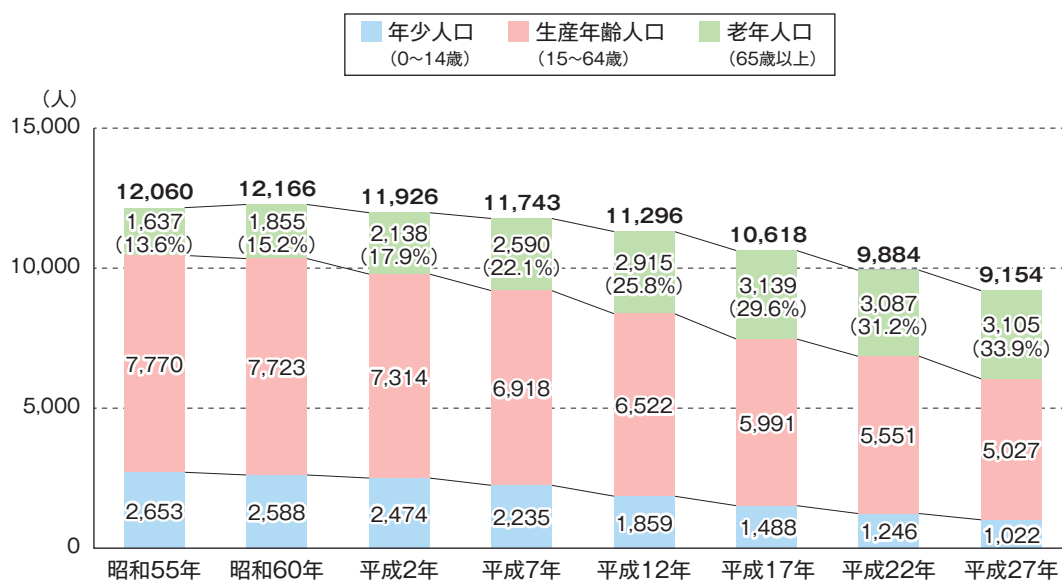
2 人口

1 総人口・人口構成

国勢調査によると、総人口の年齢3区分別の推移から、本町における少子・高齢化の進行がみられます。平成27年(2015)には老年人口の構成比(高齢化率)が33.9%となっています。同年のわが国の高齢化率が26.6%となっており、本町は国よりも高齢化が進行しています。

平成27年(2015)の実績を近隣市町村と比較すると、白河市、棚倉町よりも高齢化率が高く、矢祭町、鮫川村よりも高齢化率が低くなっています。

年齢3区分別人口の推移



高齢化率の推移

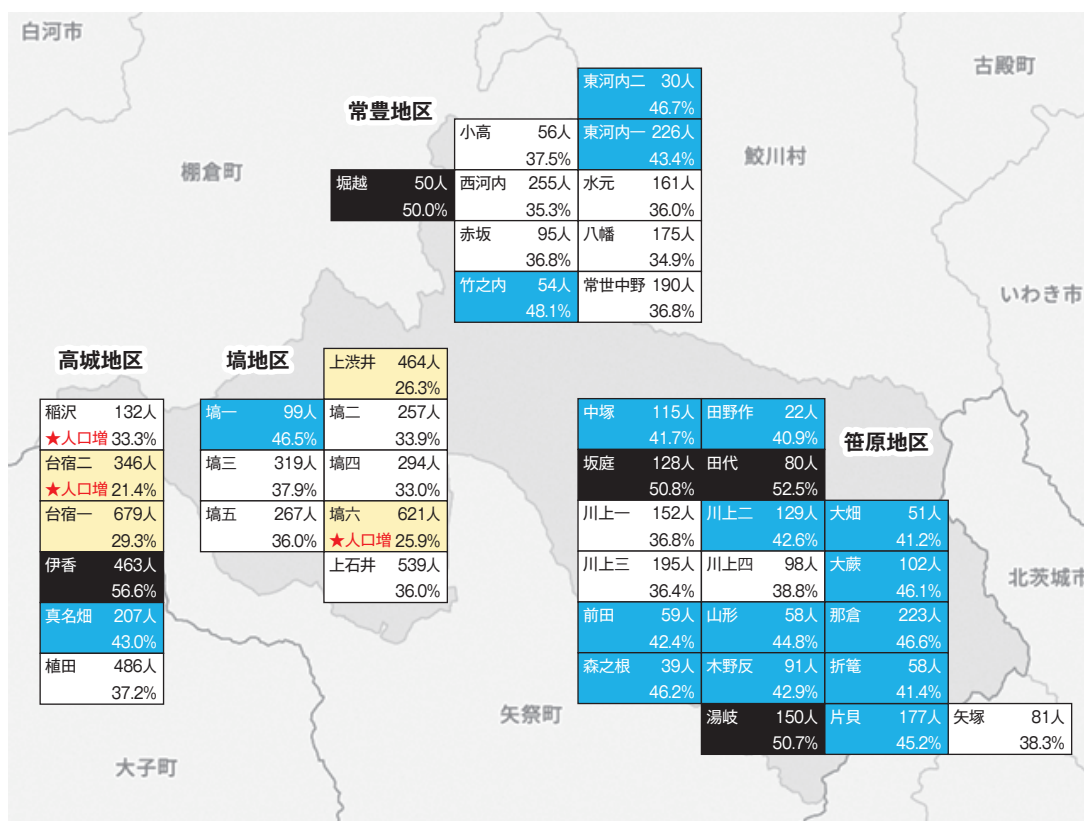
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
埴町	25.8	29.6	31.2	33.9
白河市	18.9	20.9	22.7	26.1
棚倉町	21.3	23.4	24.8	28.2
矢祭町	28.3	30.7	33.2	35.1
鮫川村	27.0	29.7	31.4	34.1

資料：国勢調査

地区別に人口をみると、塙・高城地区は高齢化率が30%未満の地区があり、住宅整備を進めた結果として人口増加した地区もみられ、本町の中心市街地といえる状況です。その一方で伊香地区のように、特別養護老人ホームが所在していることから高齢化率が50%を超えている地区もあります。

常豊地区は高齢化率が40%未満の地区が多くみられますが、笹原地区は高齢化率40%を超えている地区が多く、50%を超えている地区も複数あります。

地区ごとの人口・高齢化率（令和2年10月）



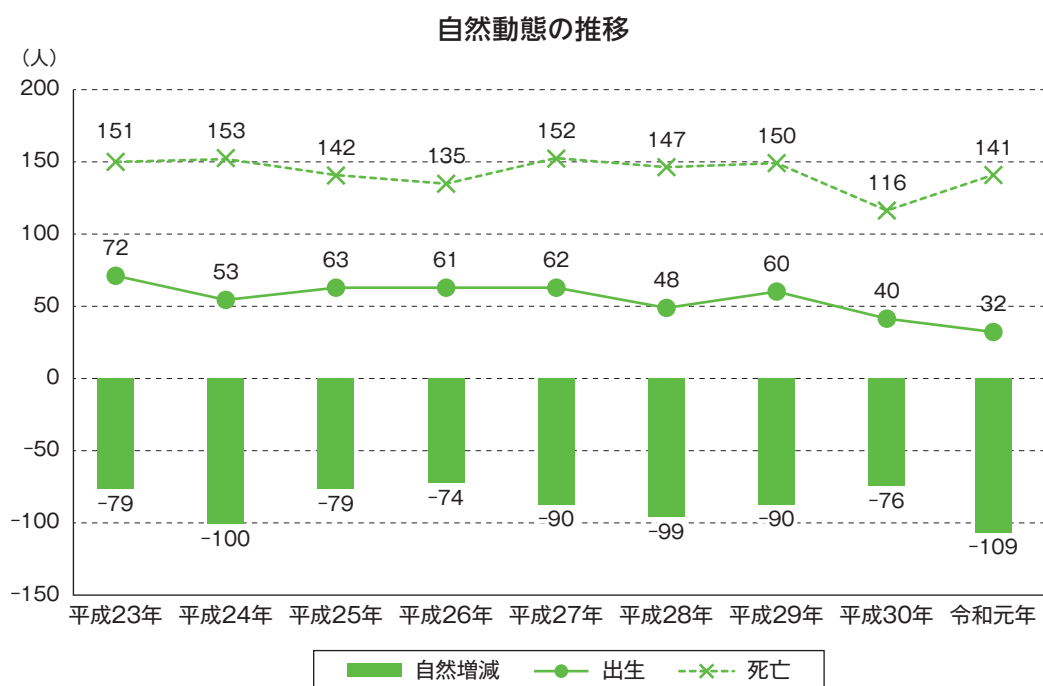
黄色セル：高齢化率が30%未満の地区 青色セル：高齢化率が40%以上50%未満の地区
 黒色セル：高齢化率が50%以上の地区
 「★人口増」は、平成27年度～令和2年度の間に人口増加した地区

資料：住民基本台帳

2 自然増減

本町の自然動態(出生数と死亡数の差)は、毎年マイナスが継続していますが、おおむね横ばいに推移しています。しかし、少子高齢化が進行している状況であり、今後、生産年齢人口の減少による出生数の減少や、老年人口の増加による死亡数の増加が予想されます。

今後も子どもを産み育てやすい環境づくりを行い、自然動態の改善を目指します。

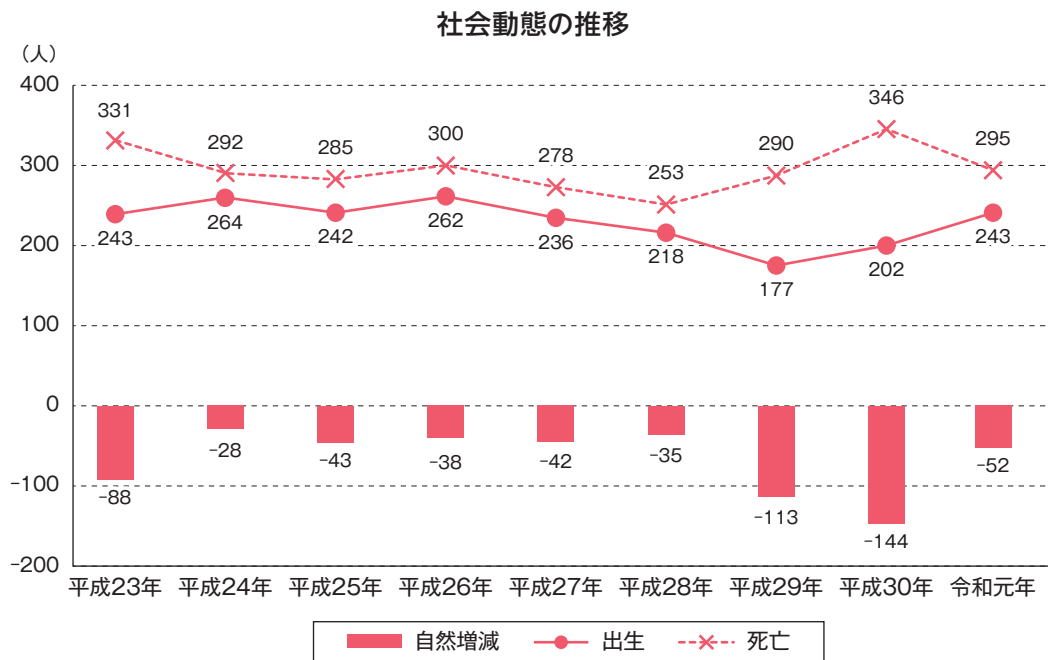


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」



3 社会増減

本町の社会動態(転入数と転出数の差)は、近年では特に平成29年(2017)、平成30年(2018)は転入・転出の乖離が大きく、社会減が大きくなっています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

転出の少ない平成28年(2016)と、転出の多い平成30年(2018)を比較すると、特定の地域への転出が伸びているのではなく、全体的に増加していることがわかります。また、いずれの年も、白河市や棚倉町などの近隣への転出が約3割を占めています。

主な転出先の比較 (割合)

平成24年		平成30年	
転出先	割合(%)	転出先	割合(%)
県内	61.3	県内	62.4
福島市	4.5	福島市	2.9
郡山市	6.6	郡山市	7.4
白河市	11.5	白河市	8.8
棚倉町	17.3	西郷村	2.9
その他県内	21.4	棚倉町	17.4
東京都	8.6	その他県内	22.9
栃木県	4.5	東京都	7.9
神奈川県	4.5	栃木県	3.2
千葉県	4.5	神奈川県	3.8
茨城県	4.1	千葉県	5.9
その他県外	11.5	茨城県	6.8
		その他県外	8.2

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

③ 産業

1 産業構造

経済センサス等によると、町内の事業所数は減少傾向にあります。卸売業、小売業に特に減少がみられ、次いで建設業に減少がみられます。

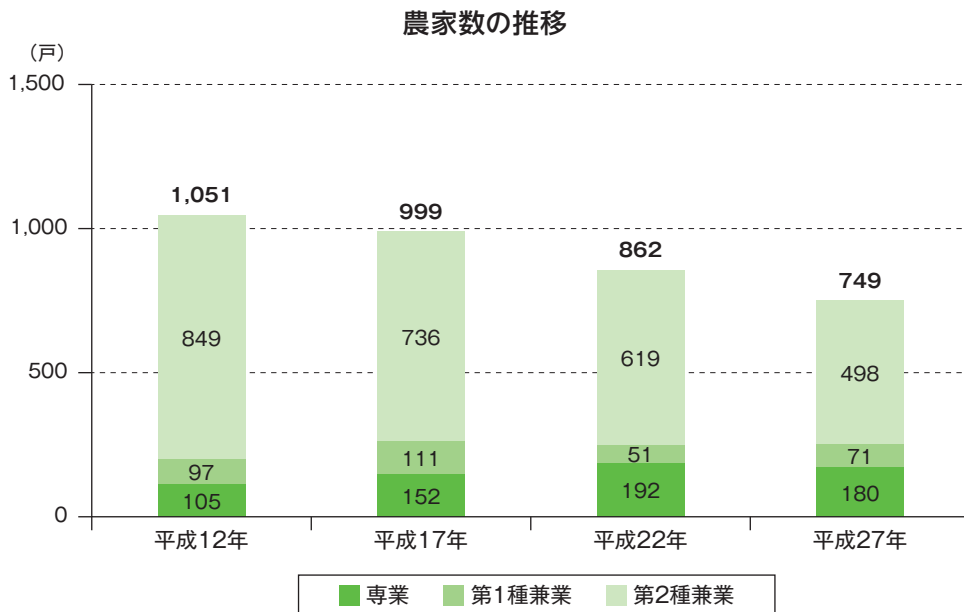
埴町内の産業別事業所数の推移

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
総数	626	553	557	511
第1次産業(農林漁業)	16	12	10	11
第2次産業	150	142	143	129
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	89	79	76	71
製造業	61	63	67	58
第3次産業	460	399	404	371
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	1	-
情報通信業	2	2	2	2
運輸業、郵便業	20	19	15	15
卸売業、小売業	189	159	156	149
金融業、保険業	6	7	5	5
不動産業、物品賃貸業	34	32	29	29
学術研究、専門・技術サービス業	7	8	8	8
宿泊業、飲食サービス業	59	51	54	51
生活関連サービス業、娯楽業	59	56	55	51
教育、学習支援業	23	9	20	8
医療、福祉	26	24	29	28
複合サービス事業	10	8	9	7
サービス業(他に分類されないもの)	24	24	21	18

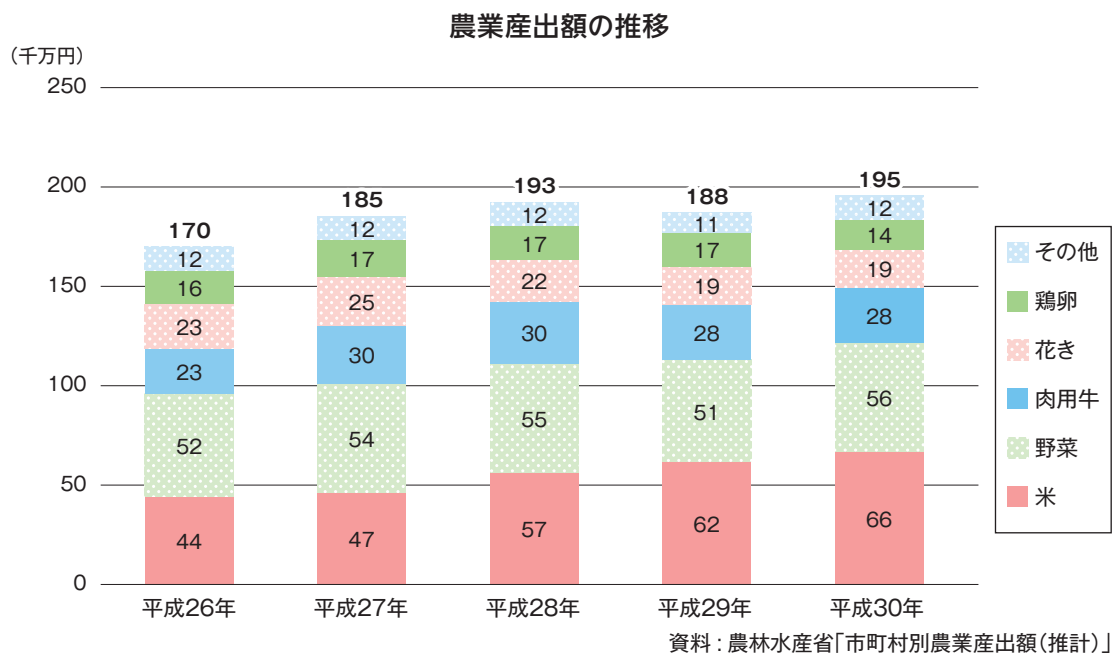
資料：経済センサス

2 農業

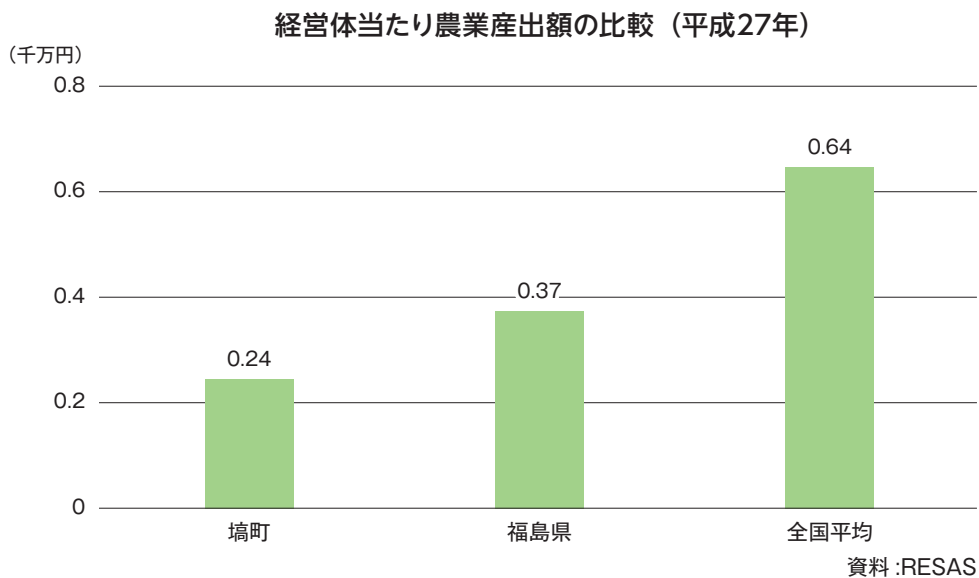
農林業センサスによると、農家数は減少傾向にあります。専業農家は平成12年(2000)から平成27年(2015)にかけて増加していますが、兼業農家が高齢化し、定年したため専業農家になったことが要因と考えられ、全体として担い手は減少していると考えられます。



農林水産省の推計によると、本町の農業産出額は近年横ばいに推移しています。特に増加傾向にある農産物は、米です。

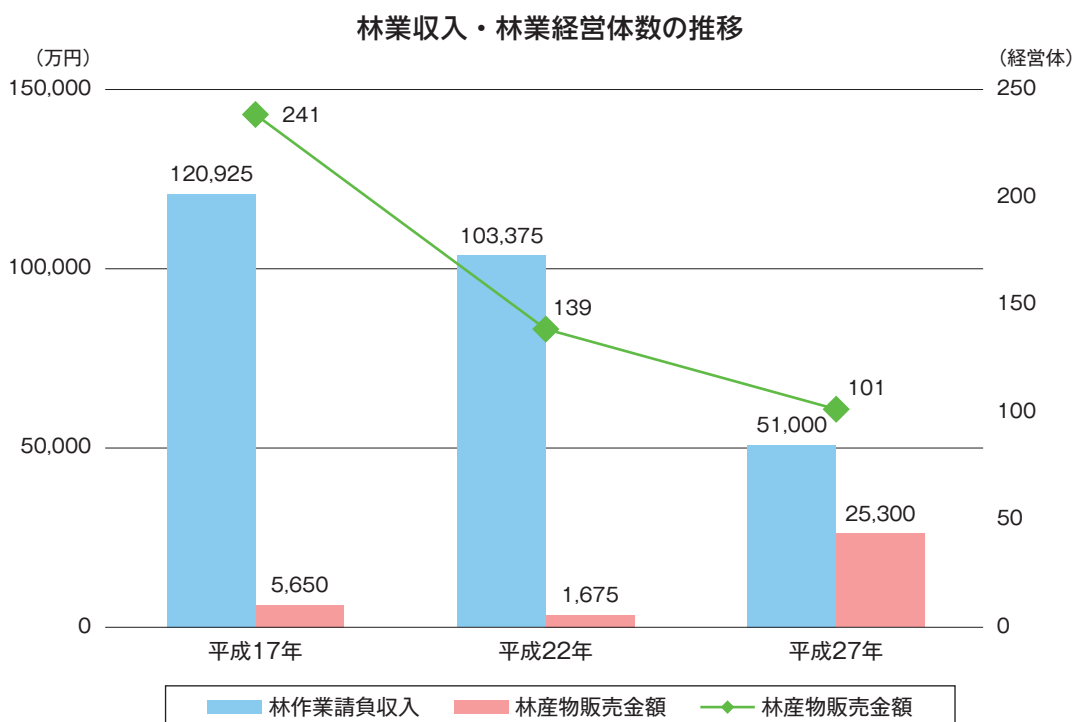


農林水産省によると、本町の経営体当たり農業産出額は、福島県や全国平均と比較すると、低水準となっています。

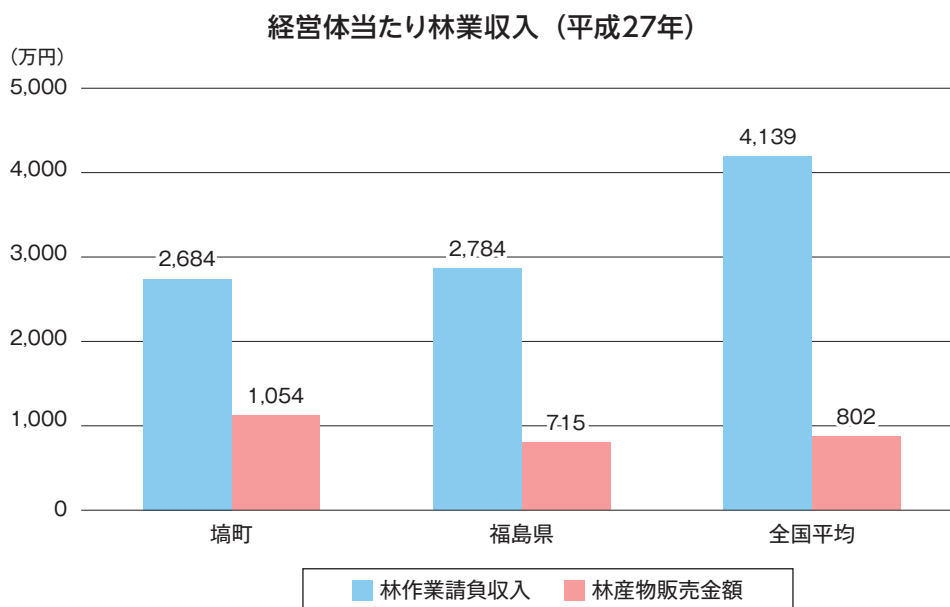


3 林業

本町の林業経営体数は減少傾向にあります。林作業請負収入も減少傾向がみられますが、その一方で、林産物販売金額は平成27年(2015)に増加しています。



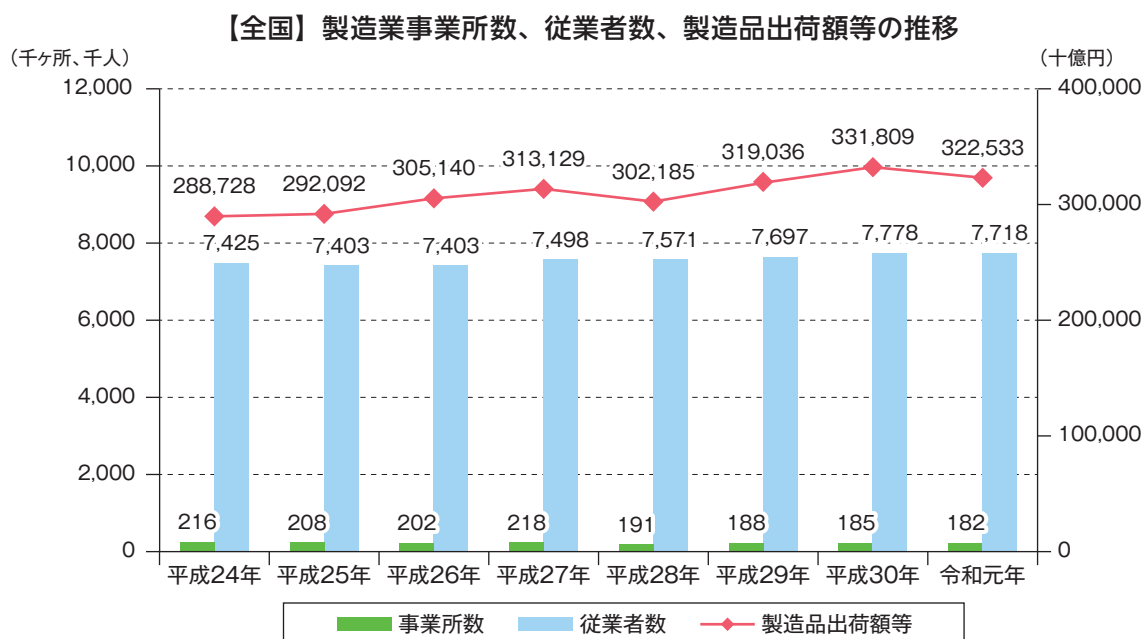
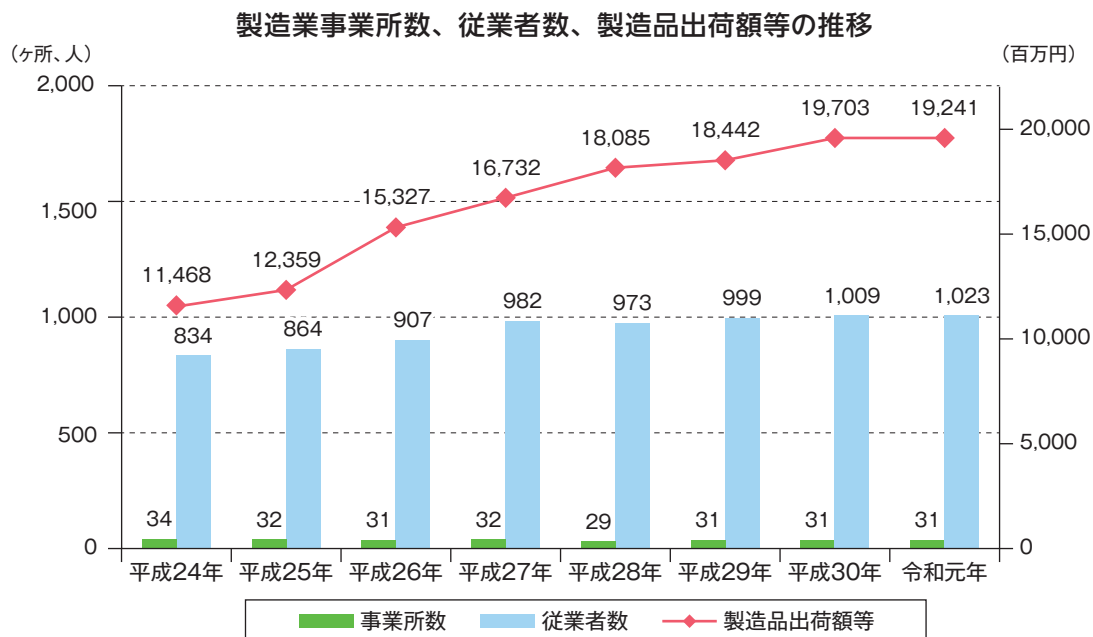
農林水産省によると、本町の経営体当たり林作業請負収入は、福島県や全国平均と比較すると低水準ですが、林産物販売金額は高水準となっています。



資料：RESAS(農林業センサスを再編加工)

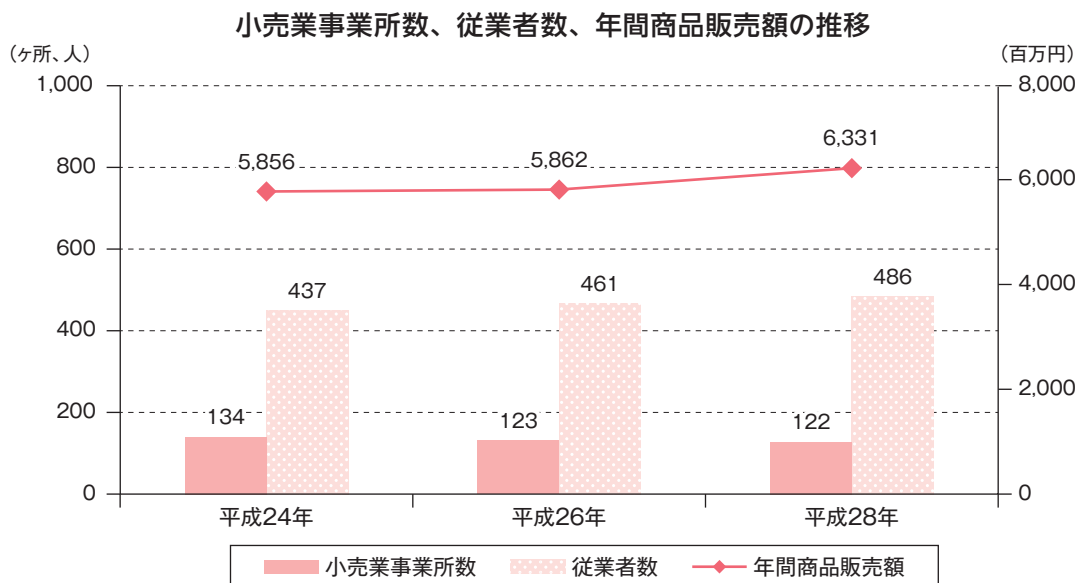
4 工業

工業統計調査及び経済センサスによると、町内の製造業は、事業所数は微減しているものの、従業者数、製造品出荷額等については増加傾向にあります。全国と比較すると、特に製造品出荷額等の伸びが顕著となっています。

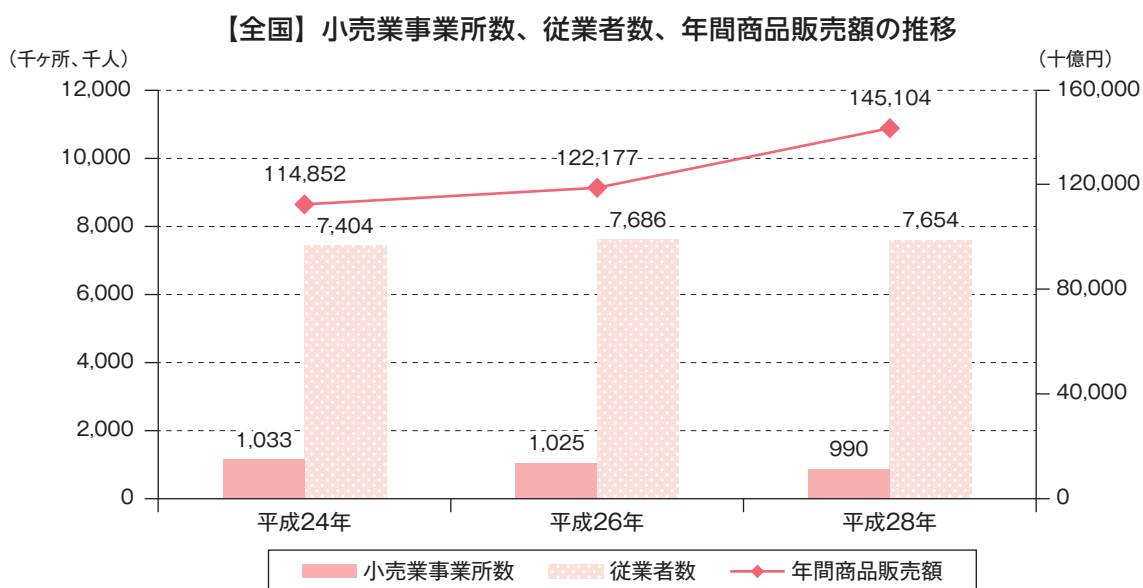


5 商業

商業統計調査及び経済センサスによると、町内の小売業は、平成24年(2012)以降、小売事業所数は減少傾向ですが、従業者数、年間商品販売額は増加傾向にあります。全国と比較すると、規模は違うものの、本町の傾向は全国とおおむね同様であることがわかります。



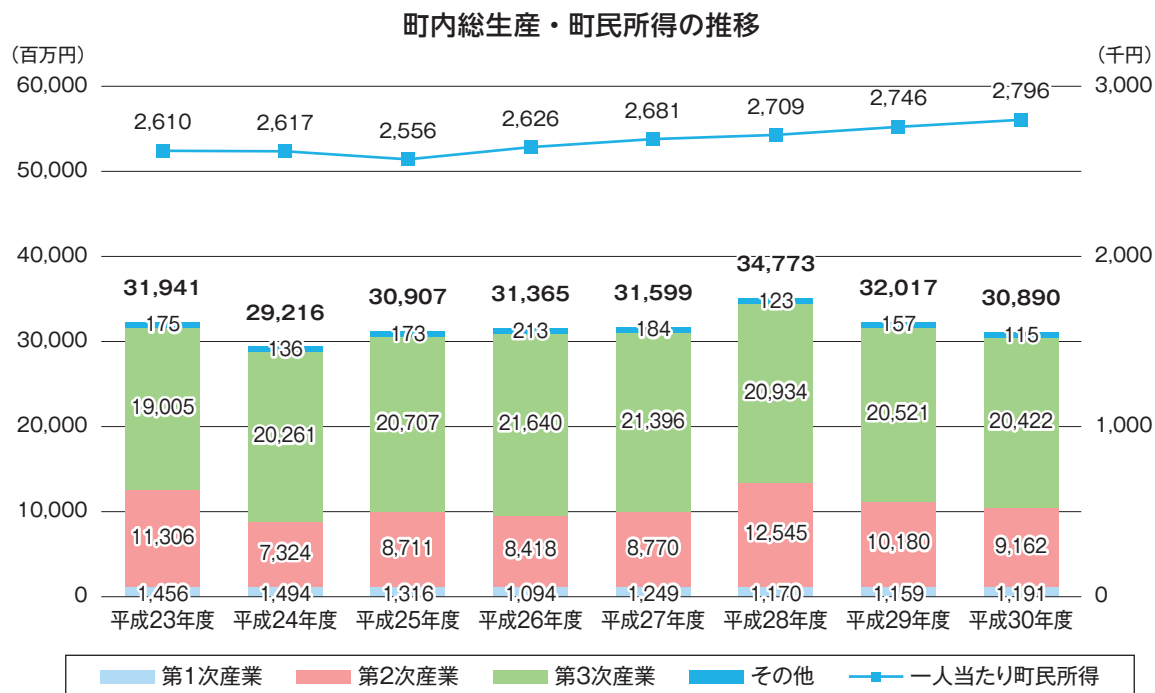
資料：商業統計調査、経済センサス



資料：商業統計調査、経済センサス

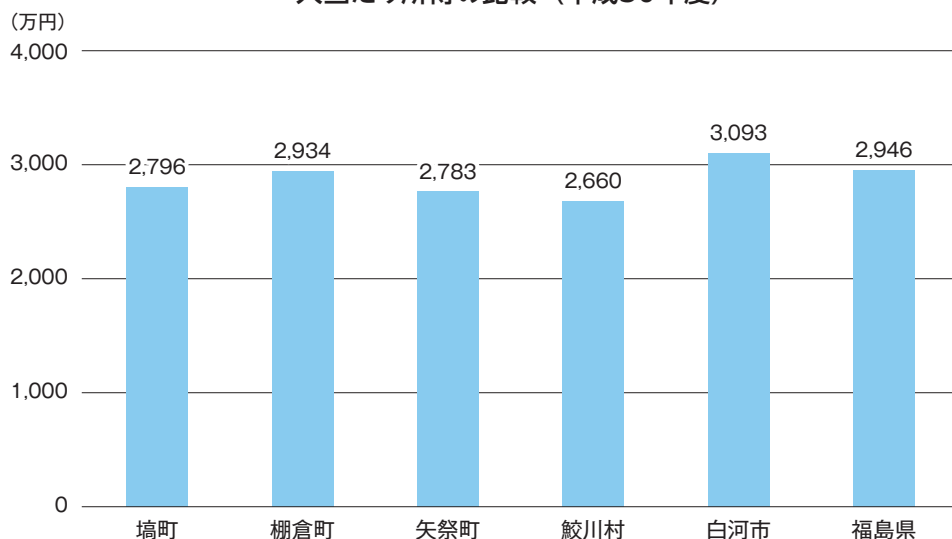
4 所得状況

福島県市町村民経済計算年報によると、本町の第1次産業の生産は、平成23年度(2011)頃の水
準と比較すると減少しています。第2次産業は東日本大震災翌年の平成24年度(2012)に減少した
後、平成28年度(2016)に再び増加し、堅調に推移しています。第3次産業は横ばいに推移していま
す。一人当たり町民所得は増加傾向にあります。



福島県市町村民経済計算年報によると、本町の一人当たりの所得は、東白川郡内では棚倉町に次
ぐ水準にあります。しかし、福島県や白河市と比較すると高い水準にはありません。

一人当たり所得の比較 (平成30年度)



5 教育

少子化に伴い、児童・生徒数は減少傾向がみられます。それに応じ、学級数や教員数も減少しています。平成30年(2018)には常豊小学校の閉校に伴い、学校数が減少しています。

小・中学校の概況

	小学校				中学校			
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	教員数 (人)	児童数 (人)	学校数 (校)	学級数 (クラス)	教員数 (人)	生徒数 (人)
平成26年	3	25	41	439	1	11	25	243
平成27年	3	25	40	434	1	11	23	225
平成28年	3	26	40	419	1	11	23	217
平成29年	3	26	40	409	1	10	20	214
平成30年	2	22	35	407	1	7	19	198
令和元年	2	22	35	383	1	8	20	206

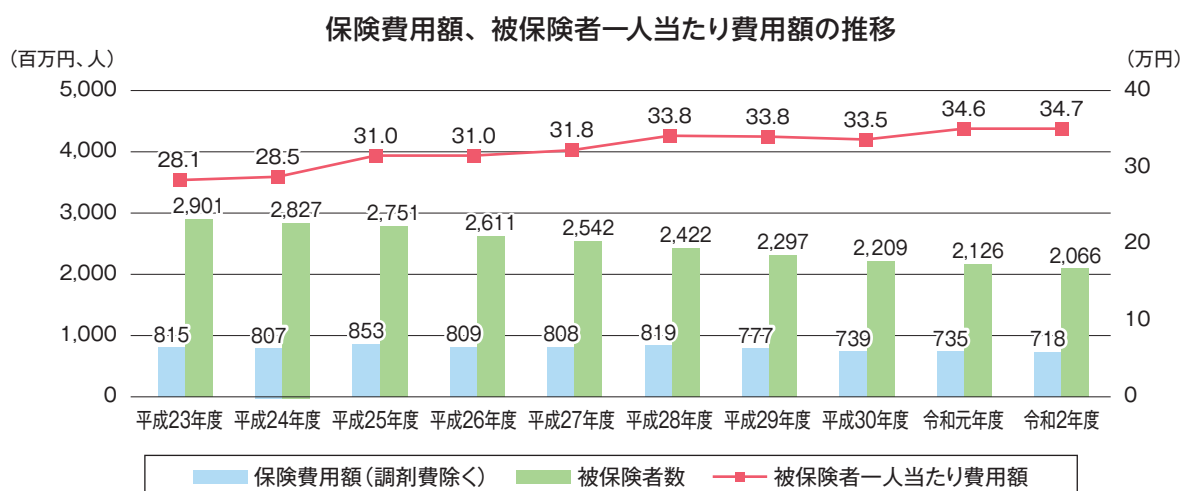
資料：学校基本調査(各年5月1日時点)



⑥ 保健・福祉

1 国民健康保険

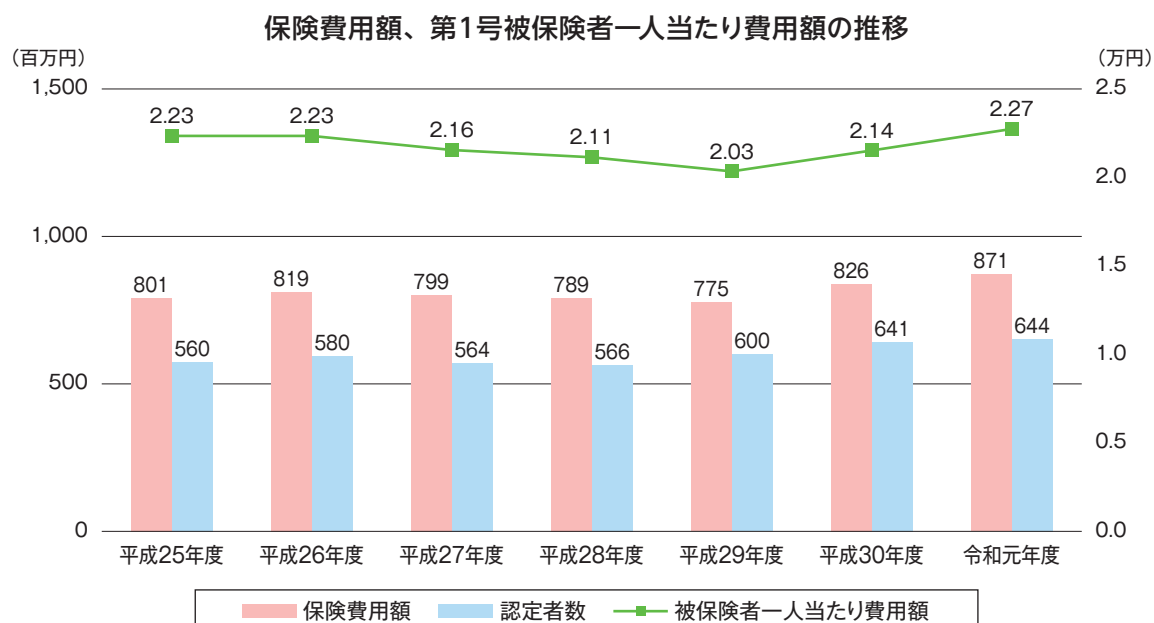
人口減少を主たる要因として、国民健康保険の費用額は平成25年度(2013)をピークとして減少傾向にあります。一方で、被保険者一人当たり費用額は増加傾向となっており、住民一人ひとりの健康状態は改善しているとは言えません。



資料：福島県国民健康保険団体連合会

2 介護保険

高齢化に伴い認定者数は平成29年度(2017年度)以降、増加傾向にはあるものの、本町における介護保険の費用総額、第1号被保険者一人当たり費用額は、現状では横ばいに推移しています。

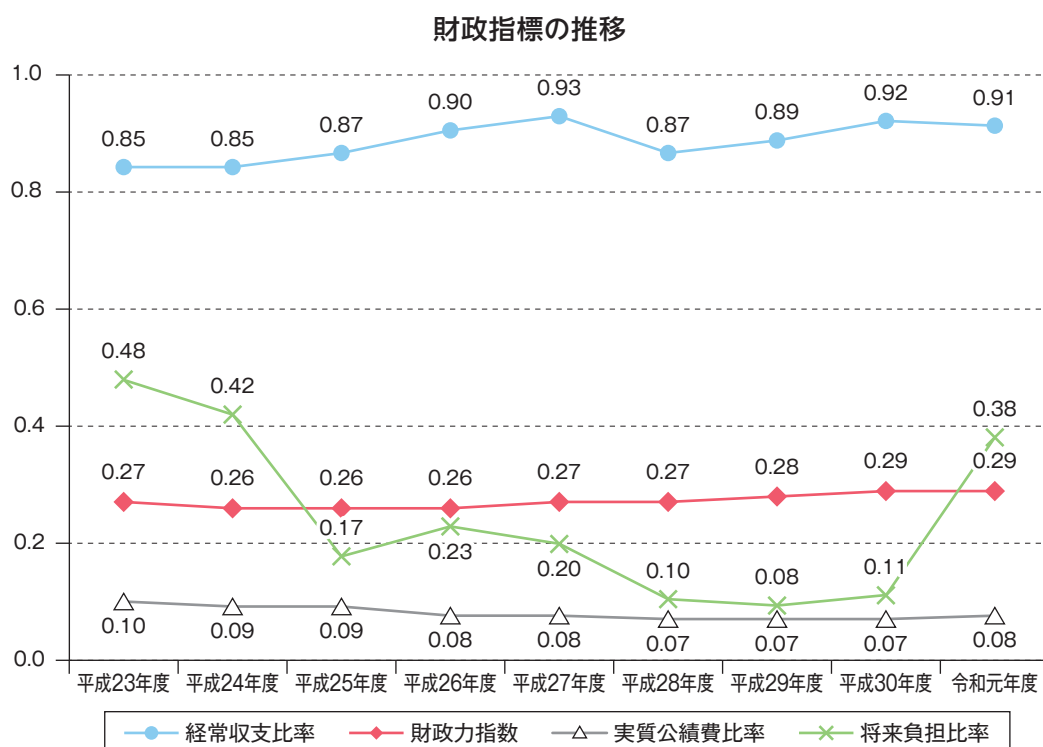


資料：厚生労働省 地域包括ケア見える化システム

7 財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標)のうち、実質赤字比率・連結実質赤字比率の2指標は、いずれも算定結果がマイナスとなり該当していません。実質公債費比率と将来負担比率が該当しますが、そのうち、平成25年度(2013)頃から減少傾向にあった将来負担比率が、平成30年(2018)からこども園建設等の起債により増加傾向に転じています。今後、公共施設等の老朽化に伴う更新が計画されており、さらに増加が見込まれます。

また、少子高齢化の進行により、一般財源収入のうち固定的な支出(人件費、扶助費、公債費など)の割合を示す経常収支比率は、90%前後で推移しており、弾力的運用のできる財源が少ない状況が続いています。しかし、財政運営の自主性を示す財政力指数は、漸増しており、全体としては財政の健全性は改善しているといえます。



資料：埴町財政状況資料集

第3章

住民の意識

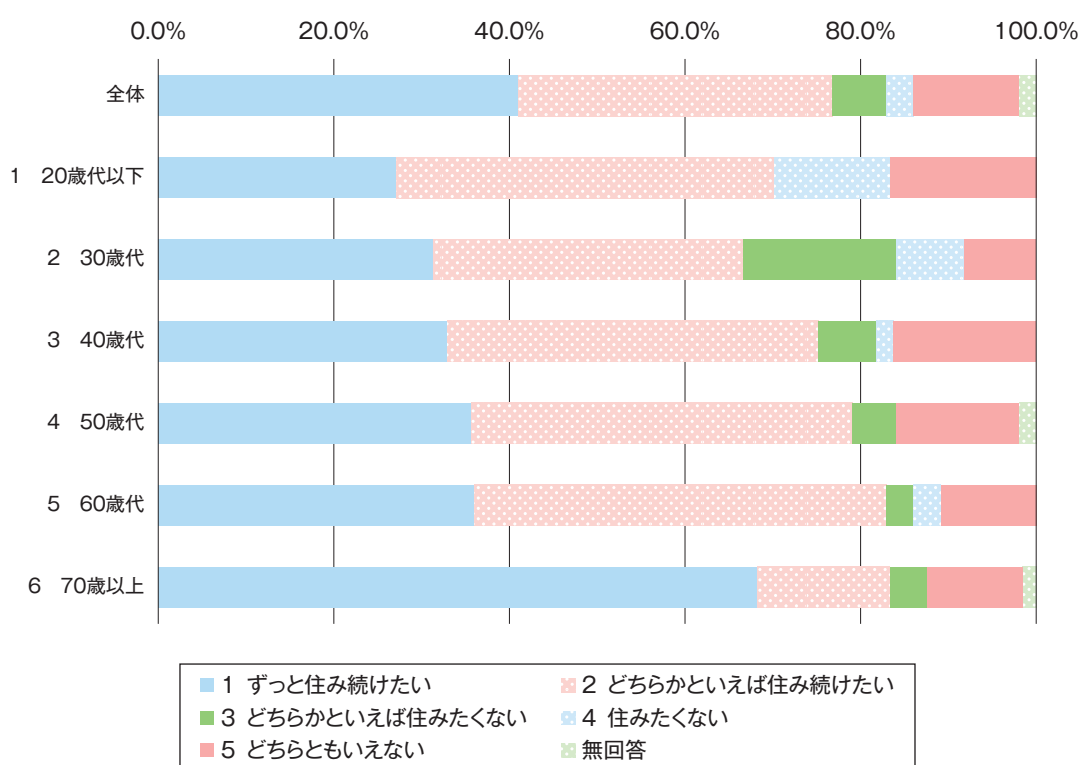
① アンケート調査

本計画を策定するにあたり、住民の意識や施策ニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。実施及び結果の概要は次の通りです。

調査対象	無作為抽出した18歳以上の住民
有効対象者数	1,000名
調査期間	令和元年（2019）10月
有効回収数	331票
有効回収率	33.1%

1 居住意向

本町への居住意向（「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）は、年齢層が高いほど、高くなっています。



2 施策の満足度・重要度

本町の取組んできた各施策の満足度と重要度は次の通りです。(4点を最高点とする)

1.産業振興

	重要度	満足度
① 特色ある農業の推進	2.53	2.34
② 耕作放棄地など農地の整備	2.56	1.80
③ 山林の整備	2.68	2.09
④ 林業の推進	3.75	2.22
⑤ 商店街の充実	3.40	1.68
⑥ 町全体の商工業の推進	3.35	1.79
⑦ 埴町特有のしごとづくり	3.68	1.86
⑧ 観光業の推進	3.36	2.15

2.保健・医療・福祉

	重要度	満足度
① 子育て支援	2.43	3.47
② 幼稚園の教育	2.65	3.49
③ 結婚支援	2.55	3.39
④ 住民の健康づくり	2.80	3.37
⑤ 食育	2.28	3.47
⑥ 地域医療	2.16	3.58
⑦ ボランティアなど地域の福祉	2.41	3.58
⑧ 高齢者福祉	2.80	3.42
⑨ 障がい者支援	2.51	2.52
⑩ 国民健康保険や国民年金	3.80	2.67

3.教育

	重要度	満足度
① 学校教育	3.61	2.27
② 住民の学習環境(公民館講座や図書館)	3.44	2.67
③ スポーツ環境	3.57	2.57
④ 子どもが健全に育つ環境づくり	3.59	2.08
⑤ 文化・芸術の振興と伝承	3.49	2.40

4.生活環境・安全な生活

	重要度	満足度
① 防災対策	3.45	2.31
② 交通安全対策	3.61	2.51
③ 快適な住宅整備	3.64	2.15
④ 上下水道の整備	2.33	3.69
⑤ 道路・交通網の整備	2.21	3.63
⑥ 適切な土地利用	2.88	3.48
⑦ 自然環境の保全・整備	2.69	3.60
⑧ ごみ処理など生活衛生の維持	2.22	3.51
⑨ ごみ減量や省エネなど地球環境保全	2.63	3.80

5.行政

	重要度	満足度
① 役場の組織づくり	3.59	3.45
② 財政運営	3.73	3.58
③ 広報・広聴	3.37	3.58
④ 地域住民のつながりづくり	3.43	3.70
⑤ 移住促進	3.46	2.57
⑥ 人権擁護	3.48	2.76

※ は上位5位内のもの。満足度が特に低かった5施策を、 で表示しています。

満足度が、「商店街の充実」、「町全体の商工業の推進」、「耕作放棄地などの農地の整備」、「埴町特有のしごとづくり」の順に低くなっており、住民は特に産業振興について課題を感じていることがわかります。次いで「子どもが健全に育つ環境づくり」が低くなっており、少子高齢化に対する住民の課題感が表れていると考えられます。

「商店街の充実」、「町全体の商工業の推進」について、前述の産業データとあわせて考えると、本町の商工業は産業規模が著しく縮小している状況ではありません。「埴町特有のしごとづくり」の満足度が低いことから考えられるように、町内外の若者が働きやすい職場が少ないことや、住民向けの商店が減少し、全体としてまちの活気が減少しているという印象が、満足度の低さにつながっていると考えられます。

また、「耕作放棄地などの農地の整備」については、農家数の減少により耕作放棄地が現実的に増加している状況があるためと考えられます。

「子どもが健全に育つ環境づくり」について、満足度の低い方の自由意見をみると、就学前の教育・保育環境についての不満や、塾などの学習環境への不満がみられます。青少年が健全に育つための環境（いじめや不登校など）ではなく、学校以外の教育に関する課題感が、満足度の低さにつながっていると考えられます。

重要度が高く、満足度が低いものとして「埴町特有のしごとづくり」があがっており、今後、まちが考えていかなければならない重要な問題と考えられます。

【年代別】

年代別の結果は次の通りです。

◎20歳代以下

重要度		満足度	
1	林業の推進	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	財政運営	2	上下水道の整備
3	埴町特有のしごとづくり	3	道路・交通網の整備
4	国民健康保険や国民年金	4	子育て支援
5	役場の組織づくり、快適な住宅整備	5	ごみ処理など生活衛生の維持

《特に満足度の低い施策》

- 商店街の充実
- 町全体の商工業の推進
- 埴町特有のしごとづくり
- 耕作放棄地など農地の整備
- 移住促進

◎30歳代

重要度		満足度	
1	国民健康保険や国民年金	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	林業の推進	2	上下水道の整備
3	埴町特有のしごとづくり	3	道路・交通網の整備
4	快適な住宅整備	4	地域住民のつながりづくり
5	財政運営	5	財政運営

《特に満足度の低い施策》

- 商店街の充実
- 町全体の商工業の推進
- 子どもが健全に育つ環境づくり
- 耕作放棄地など農地の整備
- 埴町特有のしごとづくり

◎40歳代

重要度		満足度	
1	林業の推進	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	国民健康保険や国民年金	2	地域住民のつながりづくり
3	子どもが健全に育つ環境づくり	3	広報・広聴
4	埴町特有のしごとづくり	4	上下水道の整備
5	財政運営	5	財政運営

《特に満足度の低い施策》

- 商店街の充実
- 埴町特有のしごとづくり
- 耕作放棄地など農地の整備
- 町全体の商工業の推進
- 子どもが健全に育つ環境づくり

◎50歳代

重要度		満足度	
1	財政運営	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	国民健康保険や国民年金	2	上下水道の整備
3	林業の推進	3	ボランティアなど地域の福祉
4	埴町特有のしごとづくり	4	地域住民のつながりづくり
5	役場の組織づくり	5	自然環境の保全・整備

《特に満足度の低い施策》

- 商店街の充実
- 耕作放棄地など農地の整備
- 町全体の商工業の推進
- 埴町特有のしごとづくり
- 子どもが健全に育つ環境づくり

◎60歳代

重要度		満足度	
1	国民健康保険や国民年金	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	財政運営	2	地域住民のつながりづくり
3	林業の推進	3	自然環境の保全・整備
4	交通安全対策	4	財政運営
5	スポーツ環境	5	広報・広聴

《特に満足度の低い施策》

- 商店街の充実
- 埴町特有のしごとづくり
- 町全体の商工業の推進
- 耕作放棄地など農地の整備
- 山林の整備

◎70歳代以上

重要度		満足度	
1	国民健康保険や国民年金	1	ごみ減量や省エネなど地球環境保全
2	財政運営	2	地域医療
3	林業の推進	3	自然環境の保全・整備
4	埴町特有のしごとづくり	4	ボランティアなど地域の福祉
5	快適な住宅整備	5	地域住民のつながりづくり

《特に満足度の低い施策》

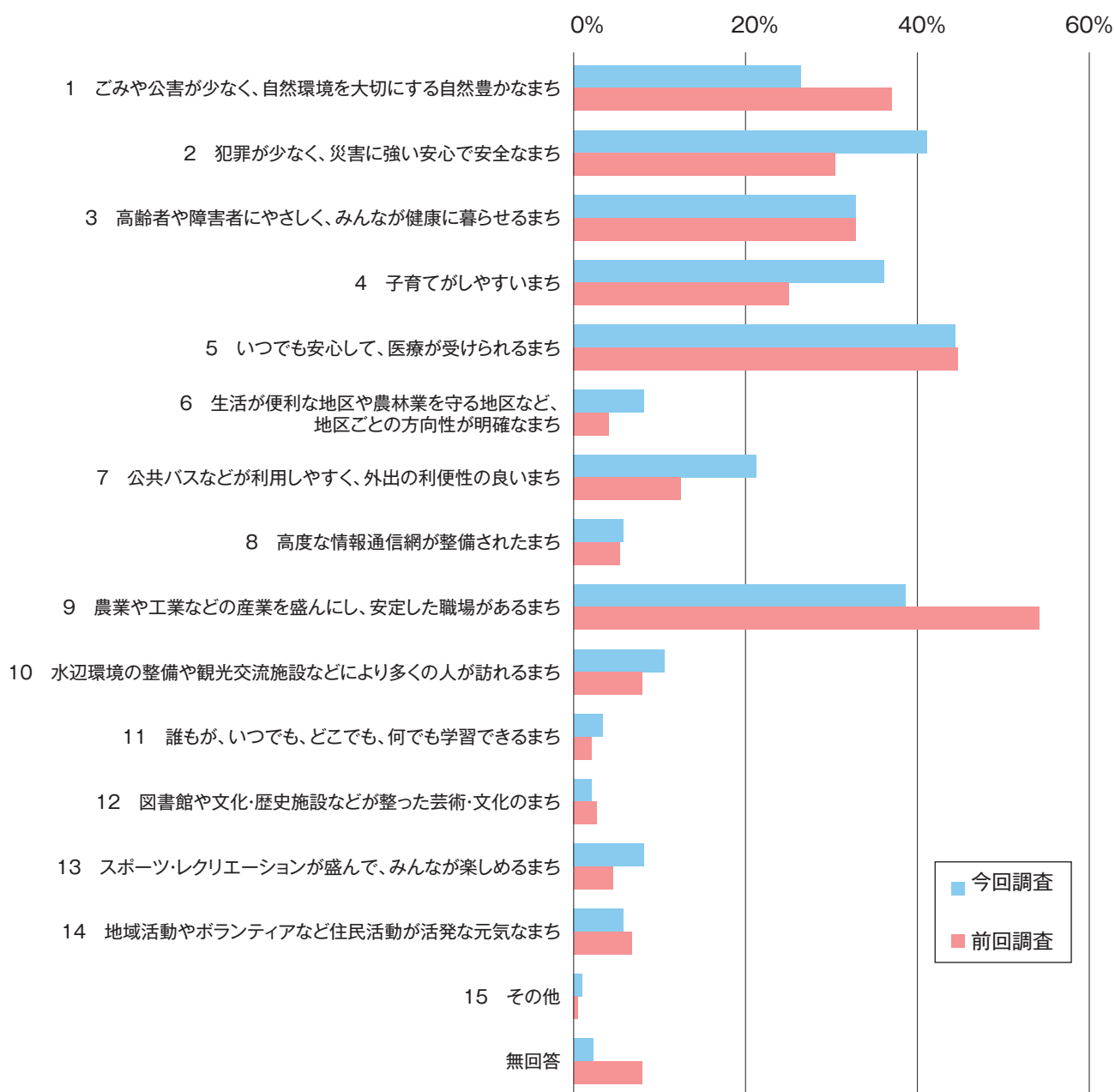
- 耕作放棄地など農地の整備
- 町全体の商工業の推進
- 商店街の充実
- 山林の整備
- 埴町特有のしごとづくり



3 埴町の目指すべき方向性

将来のまちの姿として望むのは、「いつでも安心して、医療が受けられるまち」と回答した方の割合が高くなっています。前回調査と比較すると、最も割合の高かった「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」が今回調査では大きく割合が減少しています。

前ページの個別の施策では、全体的に保健・医療・福祉の満足度が高い一方、産業振興への満足度が低くなっていました。住民の思いを端的に表す意見として、自由回答の中に「産業振興が(すぐに)難しいのであれば、まずは人に優しく寄りそうまちであってほしい」という言葉がみられました。



② 住民ワークショップ

アンケート調査のほかに、令和2年(2020)2月に住民の皆様にご集まりいただき、今後のまちづくりについて意見交換いただきました。

まちの課題としては、やはり少子高齢化に対する危機感が多く挙げられていました。それに関連して、観光振興やPRに課題があり、ひとが来てくれないことに危機感を感じているご意見が多くみられました。

また、今後の対策としては、地域の課題を行政と地域で共有し、協働で解決にあたっていくことが重要という観点の意見が多くみられました。令和元年度(2019)の台風で、久慈川や川上川流域に大きな被害が出たことに言及し、避難情報の発信やご近所の助け合いの重要性を指摘する意見もみられました。



埴町の特性と主要課題

1 特性

1 豊かな自然環境

本町は、豊かな自然環境と共生しながら、自然由来の産業により住民生活を構築してきたまちです。住民アンケートにおいても、本町の住みよさの理由として自然環境が豊かであることを挙げた住民の割合が突出して高くなっていました。パリ協定やSDGsなど、世界的にも自然環境と寄り添いながらの持続可能な発展が望まれる中、本町の何よりの強みである自然環境は、これまで以上に意識的に守っていかなければなりません。

またそうした自然の恩恵から、本町の基幹産業である農林業が発展してきた歴史があります。住民の暮らしを支えてきた農林業は、災害が頻発する昨今、土地を守る意味でも重要な役割を持っています。農林業の担い手が減少する中、持続可能な形で、自然由来の産業のあり方を考える必要があります。

2 顔の見えるコミュニティ

本町の総人口は、昭和60年（1985）の12,166人をピークとして、減少傾向にあります。しかしながら、いわゆる中山間地の多い地勢ゆえに、住民の顔が見える緊密なコミュニティが保たれています。こうしたつながりは、まちを維持するために何よりも大切なものであり、今後も守っていく必要があります。

しかし町内で人口の地区間格差があり、今後、人口減少により地域活動が難しくなる地区が出てくることも考えられます。まちの現状を考慮して、時代にあった自治のあり方を考える必要があります。

3 個性ある地域産業

本町は、米を主体としながら多様な農作物に取り組む農業や、歴史ある林業、温泉資源を有する観光業など、自然の恵みを活かした個性ある地域産業があります。これらは、本町を特徴づけるものであり、交流人口や移住を促進するための契機となる重要なものです。これらを持続させながら、本町の製品の付加価値や発信力を高め、町内外の人々に魅力を発信し、地域の活性化につなげ、発展の糸口としていくことが不可欠です。

4 かけがえのない歴史・文化

本町は、先人から受け継いだ文化や歴史遺産に恵まれ、多数の文化財を有しています。また歴史・文化は、まちの成り立ちや地域の祭りなどと深く結びついているだけでなく、農林業などのなりわいとも深く結びつきながら先人が脈々と受け継いできたもので、この地を持続してきた多くの教訓を含んでいます。

こうしたかけがえのない歴史・文化は、観光資源としてだけでなく、住民がこの地に生まれたルーツを示す重要な財産として、守っていく必要があります。

2 主要課題

1 人口減少・少子高齢化

本町は人口減少・少子高齢化の状況にあります。平成27年(2015)の国勢調査では高齢化率が33.9%となっており、今後さらに人口減少が進行すれば、コミュニティを維持することが困難な地区が多数生ずると考えられます。また、人口減少により、インフラの維持コストに対する一人当たり住民負担も増加します。

人口減少・少子高齢化はわが国全体の課題であり、本町においても、あらがえない現実としてこの問題を考えなければなりません。短期間で改善する問題ではないことから、人口増加のための施策を推進しながら、減少した人口で持続できるまちのあり方についても検討する必要があります。

2 雇用の場の創出

本町の人口減少・少子高齢化の一因として、生産年齢人口（特に若者）の流出が挙げられ、地域の将来を担う若者世代が本町に転入し、定着していくための取組が求められます。住民アンケートでは、「子どもが帰ってくるには仕事の選択肢が少なすぎる」などの意見がみられ、若年層ほど定住意向が低くなっています。また、商工業や本町特有のしごとづくりについての満足度が低く、雇用の場の創出はまちを持続していくために不可欠な取組といえます。

今後、企業誘致に取組むとともに、既存の土地・施設の活用や内発的な雇用創出など、地域由来の資源を活用した仕事づくりが求められます。

3 交通網の維持

モータリゼーションの進展や人口減少・少子化などにより、本町の含むエリアにおける公共交通（バス、タクシーなど）の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小が懸念されます。この一方で、高齢化に伴い、公共交通機関に頼らざるを得ない住民の増加が予想され、公共交通の維持・確保の必要性が増しています。住民アンケートにおいても、本町の住みにくさの理由として、買物が不便であることや公共交通の便が悪いことなど、移動利便に不満を感じている回答が多くみられました。

これまでの公共交通は、民間事業者を中心に路線網の整備がなされてきましたが、今後も、採算性と公共性を考慮しながら、適切なありかたを検討していく必要があります。

4 インフラや公共施設の老朽化

本町の住民の生活を守っていくためには、道路や上下水道などのインフラの維持は必要不可欠ですが、財政負担を勘案した施策を検討しなければなりません。特に、町内の公共施設は、昭和45年（1970）から平成11年（1999）の間に整備されたものが多く、建築後20年以上経過しているものが大半です。今後、耐用年数を超過するものが増えることから、安全な利用のためには適切に維持・改修していかなければなりません。しかしながら人口減少の状況もあり、今後の施設の存続意義を勘案して、維持する必要性を判断していく必要があります。

5 財政基盤の脆弱化

本町の財政状況は、将来負担比率が減少傾向にあるものの、経常収支比率もおおむね0.9以上で推移しています。家計でいうと、借入は減っている（財政の健全性は改善している）ものの、必要不可欠な費用（義務的経費）の負担が多く、余裕のない状況です。

今後、自主財源の根幹をなす町税が、人口減少により減収することが明白な状況です。インフラや公共施設の維持費用等を勘案すると、従来のまちの形を維持するのは困難な状況になってきています。経営基盤の強化や魅力ある製品の展開等による産業振興、既存施設や自然を活かした観光振興などにより地域経済の活性化を図るとともに、関係機関との密接な連携のもと、最新の情報収集に努め、国・県補助金等の財源を積極的に確保しながら、自主財源の確保・増加に取り組むことが重要です。あわせて、住民との意見交換を進めながら、事業の優先順位の決定や取捨選択についても検討が必要です。

6 想定外の事態への対応(災害・感染症等)

地球温暖化などの地球環境の変動の中、毎年激甚災害が増加している状況があり、今後、本町も被害にあわないとは言い切れません。また、令和2年(2020)から新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国においても、地域間移動や一部の経済活動の抑制などの対応を行ってきました。

本町も様々な危機に対して、被害を最小限に食い止めるために、情報発信や連携体制の整備、住民の安全を確保できる施設等の備えをしておく必要があります。

埴町第六次長期総合計画

山水花のまちづくり

第2編

基本構想

第1章

まちづくりの目標

1 基本理念

本町は、「平成の大合併」の中でも単独町政を選択し、ここまで歩んできました。

歴史あるこのまちには、自然とそれに寄り添って生きてきた人々の営みが、今も息づいています。まちのあり方は時代の流れの中で変わっていくものですが、今この場所にまちがあることは、厳しい時代の中でもここに住むことを望んだ人々がいて、まちを守ってきたことの証です。私たちは、その重みを感じて、今後のまちのあり方を考えなければなりません。

これまでのまちづくり（第五次計画）では、「山水花のまちづくり」を基本理念として、住民の生活のため、様々な施策を進めてきました。

「山水花」とは、「豊かな山、清らかな水、美しい花」のことです。当たり前のように何気なく私たちの身の回りにあるものばかりですが、穏やかで美しいこのまちの根幹をなすものです。この「山水花」を次の世代に継承し、いつまでも穏やかな豊かさを得られる私たちのまちとして、誇りをもってまちづくりに取組みます。

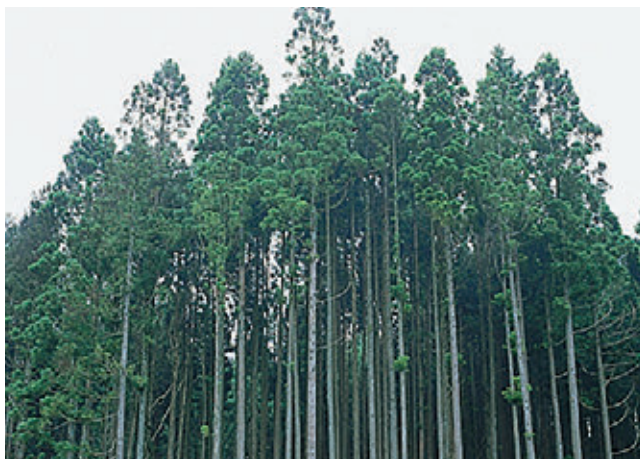
そんな願いを込め、本計画でもまちづくりの基本理念として「山水花のまちづくり」を掲げます。

まちづくりの基本理念

さん すい か
山 水 花 のまちづくり



基本理念に込めた願い



さん
山

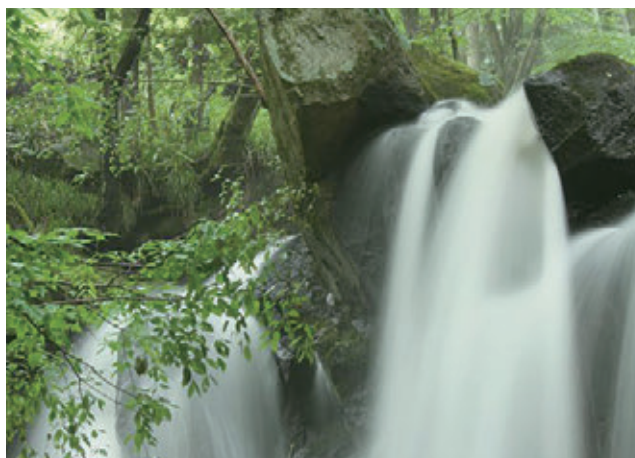
「山」は、古来よりこのまちを静かに見守ってきました。四季折々に美しい表情を見せ、私たちに恵みをもたらし、私たちの心を癒します。

「山水花」の「山」は、山林を地域資源として活かすとともに、人と緑が調和したまちであることを願うものです。

すい
水

「水」は、絶えず清らかに流れ、私たちの命を芽吹かせます。産業や生活に欠かせない「まちの血液」であり、人と人、人と生き物の間を循環し、結び付けています。

「山水花」の「水」は、人と人のつながりで、助けあい、支えあうやさしさのあるまちであることを願うものです。



か
花

「花」は、可憐に咲き、私たちの心をときめかせます。その繊細な美は、土地の気候や土壌、そして何よりも、育てる人の情熱によって生み出され、着実に未来へと受け継がれていきます。

「山水花」の「花」は、郷土を愛し夢を実現するまちであることを願うものです。



② 将来像

基本理念をまちづくりの根幹として、今後10年間を通じて実現する将来像を、次の通り定めます。

豊かな自然と和のこころ 未来につなぐ にぎわいの里 はなわ

この地に暮らす人々を代々支えてきた自然の恵みの中で、生活ができるまちであること。地域の人々のつながりを大切に、お互いに支えあえる共生の「和(輪)」が確立されたまちであること。

そんな良さを持ったまちが未来につながるよう、人が住み、人が訪れるにぎわいを創り、また、いつでも帰ってくるのできる里として、このまちを守っていきます。

3 施策の基本方針

1 活力とにぎわいにあふれるまち(産業振興・雇用創出)

「山水花」に象徴される地域資源を活用し、この地に根づいてきた産業を持続しつつ、交流人口や関係人口の拡大によって一次産業の振興を図ります。また、歴史・文化、自然などの地域資源の活用により、活力とにぎわいのあるまちを形成します。

発展するICT環境や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、企業のあり方や個人の働き方にも変容が起っています。人口の集中する都市部にこだわらない、新たな時代の産業形態への対応に取り組めます。

2 だれもが健やかに共生するまち(保健・福祉)

少子高齢化が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で生涯を通じて、自分らしくいきいきと暮らしていけるように、住民がお互いに支え合う地域共生のまちを形成します。また、保健・福祉施策を持続的に展開していくために、住民の健康づくりや介護予防活動を推進しながら、複雑・複合化していく福祉の課題に対して、地域とともに対応していく体制を構築します。

3 ふるさとを愛し心豊かに生き抜く力を学ぶまち(教育)

教育は「人づくり」です。住民一人ひとりが、郷土を愛し、夢を実現できるよう、学校教育や生涯を通じた学びとスポーツにより、知性・感性と心身の健康を育てていきます。そのことを通じて、新たな時代を生き抜く人材を育成するとともに、たとえ町外に住むことになってもまちを思い支えるひとづくりを行います。

4 豊かな自然の中に暮らす安全・安心のまち(都市基盤)

住宅や道路、公共施設の維持・整備や、防災・防犯対策の強化、自然環境の保全など時代や社会環境の変化に的確に対応しながら、誰もが安全・安心に快適な暮らしを営み、住み続けたいと思えるような、生活環境の整備されたまちを形成します。特に、災害時には自助・共助・公助のそれぞれが効果的に進むよう、住民・地域・町の適切な役割分担による協働体制構築に、着実に取り組めます。

5 住民と協働で歩むまち(行財政・コミュニティ)

人口減少やそれに伴う税収減少により限定されていく地域資源(人材、財源等)を、必要かつ効果的な施策へ集中的に投入しなければならない中、住民参加や公民連携の視点は不可欠です。住民とともにあり、ともに取り組み、持続的に地域を運営していくための、協働のまちづくりに取り組めます。

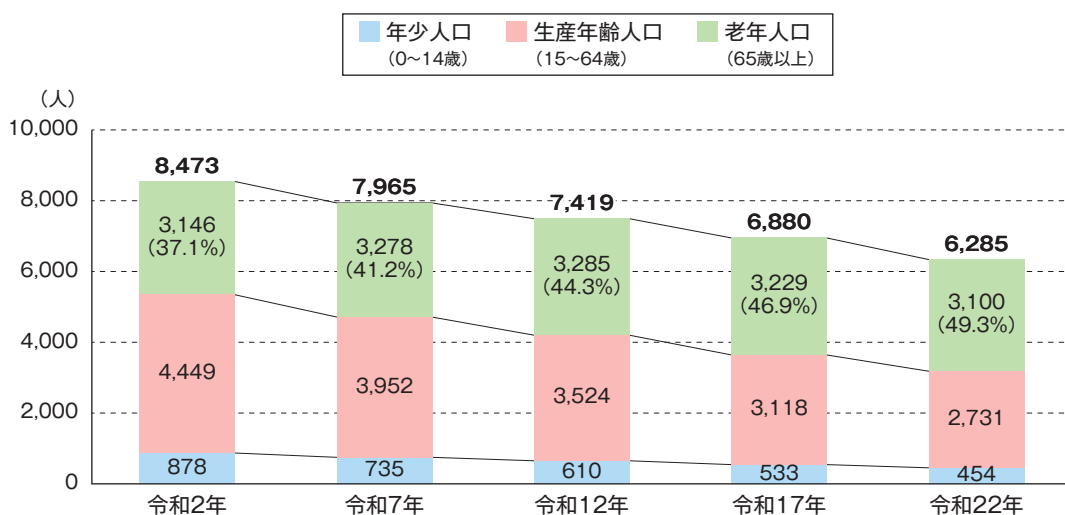
第2章

将来人口

① 人口についての考え方

本町の人口は減少傾向・少子高齢化傾向にあり、その傾向は今後も継続するものと考えられます。令和2年(2020)10月1日時点では総人口8,473人ですが、本計画終了年度の令和12年(2030)には総人口7,419人、令和22年(2040)には総人口6,285人まで減少するものとみられます。また令和22年(2040)には高齢化率は49.3%まで増加し、人口の約半数が高齢者という状況になるものとみられます。

総人口の推移（推計・実績）



※住民基本台帳の人口動向から、コーホート要因法による独自推計

本町は埴町地方版総合戦略において、人口減少対策を特に位置づけ取り組んでいます。埴町地方版総合戦略の上位計画にあたる本計画においては、まちづくり全体の方向性を示すという役割の中で、将来の人口動向を現実として受け止めながら、地域の活性化や住民の暮らしを守ることが重要です。

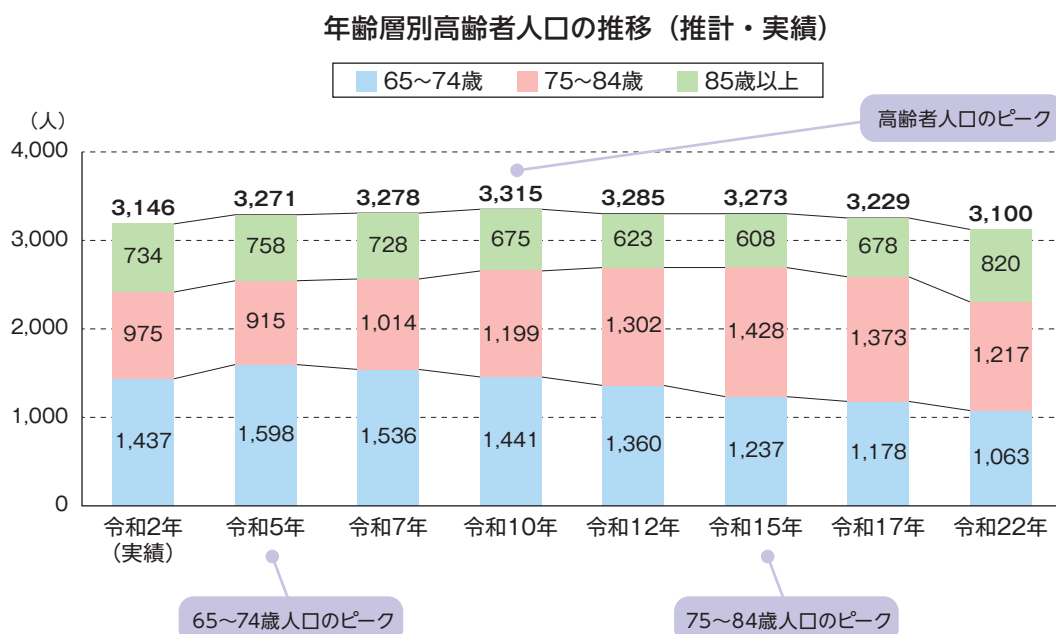
このことから本計画では、人口増加も重要なことと考えますが、それよりも、愛され選ばれる地域づくりが重要と考えます。これまで本町が積み上げてきたものを守りながら、関わりを持ちたくなるようなまちづくりを進め、移住者だけでなく交流人口・関係人口の拡大を目指すことが必要なのです。

② 高齢化についての考え方

前述の通り、人口減少・少子高齢化により地域経済の縮小や地区の自治機能の低下が懸念される状況です。

しかしながら、健康寿命の延伸などにより、現在の高齢者すべてが支えられる必要のある方ではありません。要介護状態となる方の多くは後期高齢者であり、65歳を超えて就労を継続する方も多く、高齢者は今後のまちづくりにおいて活躍を期待できるものです。

今後の高齢者人口をみると、令和10年(2028)に高齢者人口はピークとなる見込ですが、65～74歳の高齢者が4割以上を占めています。令和22年(2040)においても、65～74歳の高齢者が3割以上を占めています。



高齢化が進行していく中で、将来のまちづくりや地域活性化を考えるにあたっては、元気な高齢者も担い手として一層参画していく必要があります。特に、高齢者には現役世代よりも知識や経験を蓄積していることから、積み上げてきたその財産を地域へ還元・継承していくことが期待されます。

このため、世代間の調和を図りながら、高齢者がより長く活躍できるまちづくりが必要です。

第3章

関連計画との整合

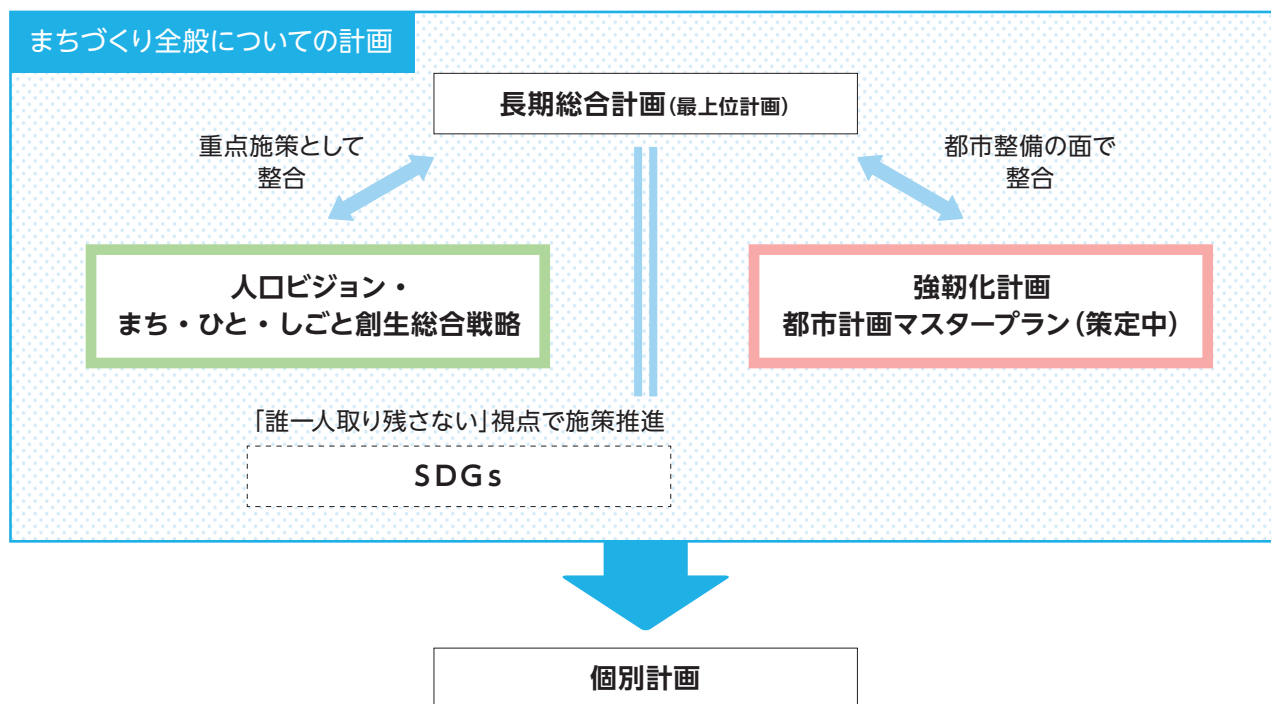
1 総合戦略・強靱化計画等

人口ビジョン・総合戦略は、人口減少対策・地域活性化を目的として、まちづくりにかかるすべての分野から横断連携的な視点で施策を位置づけており、長期総合計画の重点施策ともいうべきものです。

近年の大規模災害の多発から、住民の安全・安心のために策定した埴町国土強靱化地域計画も、まちづくりにおいては重要な位置を占めます。

本計画の策定にあたり、これらの計画と十分に整合をとり、本町として一体的な施策推進を図ります。加えて、本計画を推進することでSDGsの達成を図るため、SDGsの視点を各施策に盛り込むこととします。(詳細は次章)

長期総合計画の位置づけ



2 個別計画

本町の各分野で推進する個別計画についても、施策の方向性や指標設定において、本計画と整合性を取り、一体的な施策推進と進捗管理を行います。

SDGsとの調和

SDGsとは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においては、平成29年(2017)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。

本計画においても、施策展開の視点として、SDGsとの整合性を取るものとします。

SDGsそのものは、国際社会全体の開発目標であることから、SDGsの理念と本町の実情に合致する施策を推進することとします。

持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



第5章

施策体系

基本構想

基本理念 山水花のまちづくり

将来像 豊かな自然と和のこころ 未来につなぐ にぎわいの里 はなわ

基本理念のもと、将来像の実現に向け施策に取り組む

基本計画

重点施策(埴町総合戦略)

【基本方針】

1. 活力とにぎわいにあふれるまち
(産業振興・雇用創出)

2. だれもが健やかに共生するまち
(保健・福祉)

3. ふるさとを愛し心豊かに
生き抜く力を学ぶまち(教育)

4. 豊かな自然の中に暮らす
安全・安心のまち(都市基盤)

5. 住民と協働で歩むまち
(行財政・コミュニティ)

【施策】

1 農業振興 2 林業振興
3 商工業振興 4 観光振興

1 地域福祉 2 子ども・子育て支援
3 高齢者福祉 4 障がい者福祉 5 健康づくり

1 学校教育 2 生涯学習
3 生涯スポーツ 4 歴史・文化・芸術

1 安全・安心対策(防災・防犯・交通安全)
2 移住・定住・関係人口の増進 3 地域交通
4 上下水道 5 情報通信基盤の整備
6 生活環境 7 自然環境

1 行財政運営 2 住民協働

全施策から
重点的な取組を抽出

埴町第六次長期総合計画

山水花のまちづくり

第3編

前期 基本計画

第1章

重点施策

人口減少・少子高齢化が進行し、今後さらに厳しい財政運営が求められる中、特に重要な施策に対し集中的に資源を投下する「選択と集中」が求められます。このことから、基本計画に位置づける施策から、今後のまちづくりにおいて特に重要となる施策を抽出し、重点施策として構成します。

重点施策は、「人口減少社会においても町を活性化させる取組を推進する」という考えのもと、具体的な事業内容は「埴町地方版総合戦略」に記述するものとします。

基本構想に掲げる課題の解決と目標の実現に向け、重点的・分野横断的に取組む目標として、次の4つの重点施策を掲げます。その目標達成に向けた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導します。

《重点施策》

重点施策1

安定した雇用を創出する

重点施策2

埴町への人の流れをつくる

重点施策3

子育てしやすい環境を
つくる

重点施策4

互いが支えあい、
安心して暮らせるまちをつくる

重点施策1 安定した雇用を創出する

施策の概要

本町の基幹産業である農林業の振興を図ります。そのために林業、木材産業の振興や農産物直売事業の拡大、6次産業化等、本町の資源を活かした産業を振興します。

また、住民の生活基盤を安定したものにするため、農林業だけでなく産業全体をとらえ、本町らしい働き方によって一定の収入が確保できるよう、産業振興・雇用創出に取り組めます。

主な指標

指標名	現状値(令和2年度)
中高年層・子育て世代の新規就農者	1人
埴町の企業による新卒者雇用数*	3人

※埴町の中小企業における雇用確保と事業支援のための助成金対象企業の雇用数

具体的な施策

(1) 農林業、木材産業の仕事づくり

主な取組

農業においては6次産業等を推進することで、本町の農産物の付加価値向上に取り組めます。また、高付加価値の農産物を、道の駅はなわにおける販売拡大を図るとともに、新たな販売先の確保に取り組めます。

また、林業においても、素材生産から製材までを町内でできる環境を維持するために、林業の担い手確保・人材育成に取り組めます。

(2) 安定した生活を送るための産業振興

主な取組

商工業振興や新卒採用支援等を行い、住民や転入の意向がある方が町内で安定した生活ができるよう、産業振興・雇用創出を行います。また、農林業との兼業など、本町らしい就労形態を希望する方については、円滑に実現するよう支援を行います。

重点施策2 埜町への人の流れをつくる

施策の概要

本町の既存の資源を最大限に生かした観光振興を図り、本町の交流人口の増加につなげます。また、広域的な連携により、本町の関係するエリアを効果的にPRします。

観光等により本町に興味を持った方が移住・定住につながるよう、道の駅はなわを核とした円滑な受け入れ体制を整備します。また、移住・定住につながらないまでも、本町を応援する関係人口の増加につながるよう取組みます。

主な指標

指標名	現状値(令和2年度)
サブスクリプションサービス「はなま」登録者数	0人
空き家の活用軒数	2軒

具体的な施策

(1) 既存の資源を生かした観光振興

主な取組

地理や地域特性、名所名物や景観など、埜町の既存の観光資源を最大限に生かした誘客の仕組みを確立し、サイクルツーリズムなどを通じて郡内町村と連携し、効果的なPRを実施していきます。

(2) 道の駅はなわを拠点とした移住・定住促進、関係人口の増進

主な取組

道の駅はなわを本町のPR窓口とし、都市部からの企業や転入者を対象とした町内各地への受け入れや、空き家紹介などにより、定住促進の情報提供に取組みます。また、体験メニューの検討・充実を図ることで、町外の方が本町での暮らしをイメージしやすい環境づくりを推進します。

重点施策3 子育てしやすい環境をつくる

施策の概要

核家族や共働き世帯が増加している状況に対し、多様な子育て世代のニーズを踏まえ、子育てしやすい環境を整備します。

そのために、母子ともに健康に妊娠・出産・子育てができるよう切れ目ない支援を行うとともに、働きながら子育てしやすいよう幼児教育・保育の体制整備を推進します。また、結婚を望む未婚者に対し、支援を行います。

主な指標

指標名	現状値(令和2年度)
広域婚活イベントへの住民の参加	0件
子ども第3の居場所づくり拠点整備	検討中

具体的な施策

(1) 安心して子どもを産み、育てるための環境づくり

主な取組

妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援ができるよう、行政・関係機関との横断連携体制を整備します。

また、こども園に併設された子育て支援施設を活用するとともに、子育て支援に関する町の取組のPRや仕事と子育ての両立支援を強化し、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

(2) 結婚を望む人たちへの支援

主な取組

結婚を望む人を支援するため、自然な出会いの場の提供や、マナー講座、婚活イベントの実施等の各種事業に取組みます。

重点施策4 互いが支えあい、安心して暮らせるまちをつくる

施策の概要

本町に転入してきた若者世代から、本町で暮らしてきた高齢者まで、すべての住民が生涯を安心して本町で暮らせるよう、住宅・住環境整備やコミュニティの強化、交通利便性の向上に取り組めます。

また、大規模災害や新たな感染症拡大などが住民の暮らしを脅かす多様なリスクが発生しうる状況の中で、住民の暮らしの安全性を確保し、安心して地域で暮らせるよう、助け合う地域づくりを進めるとともに、住民の自主的なボランティア活動を促進します。

加えて、ICT、IoTによるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、多様化する業務の効率化を図るとともに、住民の利便性向上につながるよう、取組を検討します。

主な指標

指標名	現状値（令和2年度）
新交通システムの整備	検討中
賃貸住宅、宅地と町の中心を結ぶ道路整備の検討	1路線整備中

具体的な施策

(1) 若年層から高齢者まで安心して暮らすことのできる都市基盤整備

主な取組

住民が本町で安心して生涯を暮らすことができるように、コミュニティの強化や高齢者に向けた支援を充実するとともに、交通利便性の向上に取り組めます。

(2) 地域活動の促進

主な取組

学習支援ボランティア等の既存のボランティア活動とともに、多様な世代への支援を目的とした、ボランティア活動の充実を図ります。また、地域学校協働本部機能を充実することにより、住民の参画意識の向上及び社会資源のネットワーク化につなげ、地域の自主的な課題解決力の向上を図ります。

(3) DXの推進

主な取組

ICT、IoTを活用し、業務効率改善や住民の利便性向上につながるような技術、システムの導入を検討します。また、国の推進する個人番号利用事務系システムの標準システムへの移行と、ガバメントクラウドの接続について検討します。

個別の施策

基本方針1 ▶ 活力とにぎわいにあふれたまち(産業・雇用創出)

施策1

農業振興



現状と課題

◎付加価値向上の必要性

本町の農業は、米を中心としながら、きゅうり、大根、白菜などの野菜の生産がされており、平成30年(2018)の農業産出額は約19.5億円と推計されています。また近年、ダリアなどの花きの生産を展開しており、海外への輸出を図るなど、グローバルな需要への対応も進めています。

近年、TPPやRCEPの締結により、今後、農産物価格への影響が懸念されており、多くの農家が農業収入のみによって生計を営むことは困難な状況になることが考えられます。こうしたことから、産業としての農業を継続的に発展させるためには、規模の拡大によるスケールメリットではなく、高品質で安全・安心な農産物生産によるブランド化、6次産業の展開による高付加価値化が不可欠です。1次産業だけにとどまらない産業展開により、若者の働く場の創出をすることで、若者が転入しやすい環境づくりにもつなげられます。

そのため、花きなどを中心に魅力ある農産物の付加価値向上を図りながらも、国内外の新たな販路を開拓し、農家の所得向上に努めています。また、6次産業の拠点である「道の駅はなわ 天領の郷」も、今後さらに活用する必要があります。

◎基盤整備

本町の農地は、水田が多くを占め、畑が約3割、その他は採草放牧地や混牧林地となっています。水田は緩傾斜地にあるものも多く、区画整理はほぼ完了しているものの10aなどの小面積区画も多い状況です。一方、畑は傾斜地が多く、すべてに対して基盤整備を進めるのは難しい状況です。

また、農家の高齢化や担い手の減少により、耕作放棄地が増加しており、有害鳥獣増加の原因となっています。地域の農地のことを地域で協議し、人・農地プランの実質化を目指していくことが求められています。

有害鳥獣による農作物の被害も深刻化しており、対策強化が求められます。有害獣に対しては、柵による防護や罠による捕獲に取り組んでおり、イノシシ被害は抑制されているものの、今後も継続的な有害鳥獣対策が必要です。

効率的な農地利用に向けては、令和3年度(2021)から国が「スマート農業に対応した農地整備」を展開することとしており、動向を見据え、本町の農業に有益なものについては活用を検討する必要があります。

取組方針

担い手確保や農地の集積は、農業の持続性のためには重要な視点ですが、所得ややりがいを得られなければ、意欲ある担い手も持続していくことはできません。本町は、農産品の付加価値向上や販路拡大を重視し、農業そのものの魅力や収益性を高めることを目指し、農業振興に取り組めます。

施策

(1) 農産品の付加価値向上

生産技術の向上や新たな作物・品種の導入、環境対策等を積極的に支援し、高品質農畜産物の安定生産を誘導します。

本町の特産品の付加価値の向上を図りながら、国内外に新たな販路を開拓します。

主な事業

- ダリア切花産地化事業
- はなわのきのこ生産体制・ブランド化支援事業
- 竹活用推進事業
- 肉用牛振興対策事業

(2) 6次産業の推進

「道の駅はなわ 天領の郷」については、本町の農産物販売や都市交流の拠点であるだけでなく、6次産業展開の拠点としての機能を有しています。経営の強化のために、指定管理制度への移行や、直売所の一般社団法人化など、民間活力の導入を進めてきており、交流人口拡大の拠点として一層の機能強化を図ります。

また、本町の農産品の付加価値向上のために、同施設での農産物加工や施設内のレストランでの加工品の提供などにより、6次産業を推進します。

主な事業

- 農林水産物直売・食材供給施設管理事業

(3) 農業基盤の強化

意欲的な農業者・新規就農者への農地・農業資源の集積を誘導するとともに、農業生産法人など法人化による経営の安定を促進します。また、地域での農地のあり方について、地域での協議を促し、人・農地プランの実質化を図ります。

スマート農業については、本町として活用できる技術が認められた際には、積極的に導入を図ります。

近年深刻化する有害鳥獣被害に対し、狩猟や捕獲の担い手育成を強化するなど、防止対策を推進します。

主な事業

- 人・農地プラン策定支援事業
- 農作業省力化支援事業
- 有害鳥獣対策
- スマート農業導入の検討



現状と課題

◎林業経営の必要性

本町の林野面積は17,175ha（2015年世界農林業センサス）で、総土地面積の81.2%を占めています。このうち、民有林は8,351ha（48.6%）、国有林は8,824ha（51.4%）です。民有林の内訳は、民有林が8,200ha、公有林が151haと、ほとんどが民有林です。

民有林の中でも人工林については、スギを主体とした構成となっています。近年、森林経営が十分に行われず、森林の高齢化が進んでおり、10齢級以上の人工林が大半を占めています。これは長期にわたる安定した林業経営を行うためだけでなく、災害の防止や水源、景観の保全などの面からも解決すべき課題といえます。

林業経営は、長期間にわたる木材価格の低迷により、経営意欲が減衰し、適切な間伐等の管理が実施されず荒廃が進むという悪循環に陥っています。今後、林業経営を成り立たせるための政策が必要です。

◎林産物の付加価値向上

本町を含む地域で算出される木材は、「奥久慈材」、「八溝材」として一定の認知がされています。また、町内には国内最大級の製材工場を有する企業があり、地域で素材生産から製材、加工、販売までを行う一貫した流通システムが構築されています。こうしたこともあり、本町の林産物は県内では高いシェアを誇っています。

しかし、原木市場の価格が不安定であることや国内の木材需給バランスが悪いことなど、販売環境にも課題があり、本町の林業を持続可能なものとしていくためには、付加価値向上や販路拡大を図る必要もあります。また、高性能機械の導入を進め、機械化による低コスト生産を目指す必要があります。

◎地球環境への配慮

わが国の温室効果ガス排出削減や災害防止を目的として、令和元年度(2019)から森林環境譲与税が創設されています。また、福島県も森林環境交付金事業を推進しており、それぞれの制度の趣旨を踏まえた森林の整備を行っていく必要があります。

さらに、環境問題に対する関心が高まっており、適切に管理された森林から生産された木材について、第三者機関が認定する制度を利用した持続可能な森林整備を推進する必要があります。

◎担い手の確保

本町の林業は、林産物販売金額は高いものの、継続的に付加価値の高い木材を生産できる環境を整えるためには、担い手が十分いる状況ではなく、今後確保していく必要があります。また、単に森林施業の担い手を確保するだけでなく、森林経営の視点を持った森林総合監理士(フォレスター)や森林施業プランナーを育成するとともに、福島県が取組んでいる林業アカデミーへの実習フィールド提供を通じた人材育成を行うことも、持続的な林業のためには重要です。

取組方針

町内で素材生産から販売まで可能な流通システムを活かし、本町の木材の付加価値向上を図ります。また、持続可能な林業のため、担い手確保は最も重要な視点ですが、人数を確保するだけでなく、人材育成にも同時に取組みます。

施策

(1) 担い手の確保、森林経営人材の育成

町内外から新たな担い手の確保に努めるとともに、森林経営のできる人材の育成に取り組めます。また、将来的な担い手確保につなげるため、小さな頃から森林に慣れ親しんでもらう木育活動を推進します。

主な事業

- 林業アカデミーふくしま受講生へのPR
- 林業アカデミーふくしまへのフィールドの提供を通じた人材育成への寄与
- 学習指導要領等に即した森林環境学習の推進

(2) 林産物の付加価値向上

本町の木材の、「奥久慈材」、「八溝材」として一定の認知度を活かし、町内企業の付加価値向上や販路拡大について、支援を行います。

主な事業

- 木材付加価値向上に向けた協議の場の設定
- 森林認証による環境に配慮した持続的な森林経営の推進

(3) 森林基盤の整備

森林の整備については、引き続き森林組合等に施業の委託を行いながら、森林環境譲与税の活用をした森林の持続性確保を検討します。また、林道、林業専用道、作業道等のきめ細かな整備に努め、管理のしやすい山づくりを推進します。

主な事業

- 森林環境譲与税及び意欲と能力のある林業事業者による森林整備
- 都市との交流を通じた森林整備



現状と課題

◎空き店舗の活用、雇用支援

本町の中心市街地は、国道118号沿いに形成されており、古くは久慈川の水運が利用できる交通の要衝として栄えました。現在は、新鮮な地元農産物を直売する道の駅をはじめ、国道沿いを中心としていくつかの商店が精力的に営業しており、地域経済を支えています。

駅前商店街に空き店舗が増加しており、有効活用をすることで新たな事業者や交流人口・関係人口の増進につなげることが求められます。

また、「埴町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、本町として町内の企業に対し支援を行っています。雇用創出のために、町内企業に対して雇用拡大推奨助成金を交付しており、制度創設の平成23年度(2011)から令和元年度(2019)の間で、80名の新卒者の雇用を産み出しています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、人の移動や流通が停滞したことから、東京のアンテナショップの売上激減や、イベント中止による販売機会の減少など、本町の企業にも大きな影響が出ています。アフターコロナを見据え、企業支援を行う必要があります。

◎工業支援、企業誘致

本町の製造業は、木材・木製品、窯業・土石製品、電子部品、繊維製品などの中小企業が多く、景気の低迷や燃料費・輸送費の高騰など、厳しい経営環境が続いていますが、各事業所が持つ、製造や製品管理に関する高度な技術・ノウハウを活かしつつ、付加価値の向上や販路拡大などが図れるよう、支援していくことが求められます。

また、新たな地域産業や雇用を生み出すために、企業誘致も重要です。本町は精力的に企業誘致、事業拡大支援を行っており、第五次長期総合計画期間である平成23年度(2011)以降では、3社の新規誘致(農業生産法人含む)と2社の事業拡大を支援しており、多数の雇用創出につながっています。

特に、近年のICTの発展に伴い、リモートワークの導入や企業の多拠点化など、産業のあり方に大きな変容が訪れており、地方への事業展開が加速することが予想されます。本町としても、そうした企業のニーズを受け入れられる体制をとる必要があります。

取組方針

町内の中小企業を支援するとともに、空き店舗の活用を検討し、地域の活性化を図ります。また、町内の買い物環境の向上に向け、移動利便の向上を図ります。企業誘致を継続することにより、町内の雇用創出を図ります。

施策

(1) 商業環境の向上

商工会等と連携し、町内事業者を支援するとともに、町内の移動利便を向上するまちなか新交通システムの検討を進めます。また、町内の空き店舗の有効活用に取り組めます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受けた事業者に対しての支援を行います。

主な事業

- 商工業振興事業
- 公共交通対策事業

(2) 企業支援・誘致、雇用創出

町内の企業を支援するとともに、事業拡大支援や企業誘致に取り組み、町内に新たな雇用を創出します。特に、企業誘致にあたっては、近年のICTの発展に対応し、情報環境を整備しながら、企業の受入れを推進します。

主な事業

- 町内企業への事業拡大支援
- 企業受入れ環境の整備
- 埴町勤労者互助会事業



現状と課題

◎「道の駅はなわ 天領の郷」を拠点とした観光振興

本町には、道の駅、温泉、ダリア園などの観光資源があり、令和元年(2019)には年間約35万人の観光客が訪れています。しかし、いわゆる通過型観光が主流で、町の活性化に結びつく消費や地域住民との交流は限定的であり、森林や清流といった豊かな地域資源を滞在型の観光に結びつけることが課題です。

観光振興に向けた町内の体制として、平成30年度(2018)に観光協会を一般社団法人化し、観光案内やイベント、都市交流事業を推進しています。

◎新たなサイクルツーリズム

近年、国内外でサイクルツーリズムの需要が高まっており、本町を含む地域において、複数のサイクルツーリズムの取組が進行しています。本町が「三角形の道」に認定されたことを契機に、埴町サイクルツーリズム推進協議会が設立され、ポタリングはなわ等の自転車イベントを開催しています。また、磐城埴駅や湯遊ランドはなわにレンタルe-bikeを設置しました。

東白川4町村の連携により自転車活用推進協議会が設立され、東白川地域を周遊する全長75.2kmのサイクリングコースが「奥久慈街道」として、令和元年度(2019)に国土交通省に認定されました。加えて、八溝山周辺の8市町が連携してサイクルコースを設定しています。

本町を取巻くサイクルツーリズムの機運が高まっており、国内観光客だけでなく、インバウンド観光においてもこの機運を活かし、観光振興に取り組めます。

◎温泉資源・ダリア園の展開

湯岐温泉は、本町の貴重な観光資源であり、湯遊ランドはなわを中心に滞在観光につながっています。湯遊ランドはなわについては、グランドゴルフなどのレクリエーションの利用も可能であり、住民の健康増進にもつながる施設であることから、観光振興とともに住民の利用しやすい施設となるよう、活用を検討します。

また、湯遊ランドはなわに併設されたダリア園も、本町の魅力をPRできる資源であることから、持続的な管理を促進します。

取組方針

「道の駅はなわ 天領の郷」を拠点として、温泉などの観光資源を活用し、観光入込客の滞在時間の延伸に取り組めます。また、本町だけでなく広域的なサイクルツーリズムの推進に取り組み、国内観光だけでなくインバウンド観光を推進します。

施策

(1) 道の駅を拠点とした観光振興

国道に面した「道の駅はなわ 天領の郷」の立地の良さを活かし、観光入込客の増進や農産品の販売を図るとともに、湯岐温泉やダリアなど、本町の魅力ある資源の情報発信に取組みます。また、近年需要の高まる体験観光の開発・実施により、都市交流やエコツーリズムを推進します。

主な事業

- 埴町観光協会事業
- 埴町ふるさと産業おこし連絡協議会事業
- 湯遊ランドはなわの維持・活用

(2) サイクルツーリズムの推進

本町を含む地域で機運が高まるサイクルツーリズムについて、広域的な連携のもとで展開を図り、本町への観光誘客につなげます。また、海外のサイクリストなどの需要にも対応し、インバウンド観光の推進につなげます。

主な事業

- 埴町サイクルツーリズム推進協議会
- 東白川地方自転車活用推進協議会

基本方針 2 ▶ だれもが健やかに共生するまち(保健・福祉)

施策1

地域福祉



現状と課題

◎地域の支え合いの必要性

少子高齢化の進展、核家族化や一人暮らし世帯の増加などにより、本来、家庭で担うべき子育てや介護の機能が低下し、公的福祉サービスが急速に発達してきました。しかし、こうした公的福祉サービスにも限界があるため、それを補うものとして、地域での声かけ・見守りやボランティアなど互助的な支え合いの重要性が増しています。

本町では、社会福祉協議会を中心に、民生・児童委員、ボランティア団体、小中学校、保育園、地域住民等が連携してこうした地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいますが、そうした活動の一層の充実を働きかけていくことが求められます。

◎地域共生社会の構築

全国的に福祉の問題も多様化し、単一の視点では解決しきれない複合課題が発生しています。ダブルケアや障がい者の高齢化など、横断連携をもって対応することが求められます。

また、地域の人口が減少する中で、地域包括ケアのように、地域で支え合う考え方が、すべての福祉分野に求められており、地域の問題を地域の住民とともに考え、分野の枠にとらわれず対応する地域共生社会の構築が必要となっています。

取組方針

地域福祉の取組として、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等、様々な理由によって困難を抱える方が、生きがいや役割をもって、その人らしく暮らしていけるよう、住民の意識向上など、地域で支える地域づくりを推進します。

施策

(1) 地域共生社会の構築

地域の助け合い、見守り合いを一層強化するため、関係団体と連携しながら、地域のことを「わが事」ととらえる地域共生社会の構築に取り組めます。そのために、既存の制度的な枠組みにとられない支援ネットワークづくりを推進します。また、学校教育や社会教育の場での福祉教育の充実を図ります。

主な事業

- 高齢者見守り事業
- 新聞販売店・ガス会社・宅配業者等との見守り協定

(2) 人権の擁護

子どもや高齢者、障がい者などの虐待の事例は全国的に報告されており、とりわけ子どもの虐待については年々増加傾向にあります。こうした人権侵害行為を未然予防・早期発見するために、地域の見守りを推進します。

また、判断力が低下した方が、不当に財産を脅かされることがないように、相談機能を充実するとともに、成年後見制度等の支援が必要な方に対しては、制度利用を促進します。

主な事業

- 日常生活自立支援事業
- 障がい者虐待防止センター事業
- 東白川郡成年後見制度協議会



現状と課題

◎妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援

住民が安心して子どもを産み育てることができるためには、妊娠から出産、育児に至る親と子の健康増進と、不安の軽減、経済的負担の軽減、さらには育児と家事や仕事との両立支援が重要です。そのため、子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目ない支援に取り組んできました。

今後、こうした公的サービスの充実に努めるとともに、地域ぐるみで子育てを支援していくことが求められます。

◎就労状況の変化に対応した子育て支援

共働き世帯が増加傾向にある中、本町に待機児童はなく、未就学期児に対する保育の受け皿は充足している状況です。一方で子どもの数の減少や地区間の人口の偏りから、施設ごとの利用者に差が出てきており、幼児教育・保育施設における集団の確保が課題になっています。そのため、令和2年度(2020)より、従来の埴幼稚園及び埴保育園を一元化したはなわこども園を開園し、親の就労形態に関わらず、一貫した施設で幼児教育・保育が受けられるようになりました。

また、子育てサロンなど母子の居場所も増加し、悩みを相談する場も増えていますが、今後さらに、地域と連携しながら子育てサロンの常時開催を維持していく必要があります。

小学校の放課後対策として、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を1年生から6年生まで受け入れています。

◎結婚支援

男女の雇用環境の変化や、経済環境の変化など、様々な要因により、未婚化・晩婚化が進んでいます。そのことが、少子化に拍車をかけています。本町では、結婚相談や結婚祝金支給などにより、結婚対策を積極的に進めていますが、今後も、出会いの機会の創出など、取組を推進する必要があります。

取組方針

妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援を、地域と協働しながら推進するとともに、幼児教育・妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援を、地域と協働しながら推進するとともに、幼児教育・保育の充実を図り「働きながら子育てができる」まちを目指します。また、結婚の希望をかなえる支援も、継続して実施します。

施策

(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

妊娠・出産・育児期間中の母子の健康及び保護者の負担感の軽減を図るため、訪問指導や相談の場を充実します。また、子育て世代包括支援センターを中心として、切れ目ない支援を推進します。

主な事業

- 乳児全戸訪問事業
- 子育てサロン
- 産後ケア事業
- 母子手帳交付
- 乳幼児健診
- 離乳食教室
- 特定不妊治療費助成事業
- 歯科診療
- フッ化物洗口事業

(2) 幼児教育・保育、子どもの居場所の確保

幼稚園・こども園などにおける教育・保育の質の向上や、ニーズに応じた保育サービスの検討を進めることにより、子どもの居場所の確保及び健全育成に努めます。

主な事業

- 幼稚園・こども園の維持・運営
- 時間外(延長)保育事業
- 一時預かり保育事業
- 子どもの第3の居場所事業

(3) 結婚支援の推進

結婚相談や、広域的な婚活イベントの実施を通じて、未婚の住民が持つ結婚の希望をかなえる支援を推進します。

主な事業

- 結婚促進協議会支援事業



現状と課題

◎地域包括ケアシステムの推進

高齢者支援においては、地域包括支援センターを中心に、行政・関係機関・地域が連携して高齢者を支援する地域包括ケアシステムを構築してきました。また、地域包括ケアシステム推進の中で、介護保険サービスだけでなく、「いきいき健康教室」や「サロン」などの住民主体の取組も多数行われており、介護保険運営の持続性を確保しています。

◎介護予防等の重要性

本町の介護費用額を高齢者一人当たりで見ると、現状では横ばいに推移していますが、今後高齢化がさらに進むことにより、増大していくことが懸念されます。引き続き、介護予防や健康増進による健康寿命の延伸が必要です。また、平成30年(2018)より社会福祉協議会に委託し、介護予防活動に加え、高齢者の生活支援を推進しています。

◎認知症への理解

高齢化及び寿命の延伸が進むにつれ、認知症の高齢者数が増加しています。今後、徘徊等が増加することも考えられ、住民の認知症への理解を深めることが重要です。住民を対象として、認知症ケアパスを作成するとともに、認知症サポーター養成講座を開催してきました。

◎高齢者の活力による地域づくり

高齢化の進行により、将来的には本町の人口の多くが高齢者になることが想定される中で、元気な高齢者を、「支援する側」の担い手と考える必要があります。従来の就労支援に加え、介護予防や地域の見守りなど、多様な場面で高齢者の活力による取組を推進します。

取組方針

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、行政・関係機関・地域が緊密に連携する地域包括ケアシステムを確立します。また、住民の自主的な取組を促進し、高齢者を支える介護保険を持続的に運営します。

施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、地域包括支援センターを相談窓口として、行政・地域・医療福祉など関係機関の連携を図りながら、地域包括的な支援体制を強化します。

主な事業

- 在宅医療介護連携事業
- 地域ケア会議
- ゲートキーパー研修会
- 成年後見制度研修会・意見交換会

(2) 介護予防・生活支援の充実

住民主体で介護予防・生活支援体制整備を一体的に推進していくことで、高齢者に必要な支援が行き届く体制づくりに努めます。

主な事業

- 介護予防教室・地区サロン・交流会
- 介護予防ボランティアの養成および運営
- エールはなわ(お手伝いサービス事業)
- 高齢者外出支援タクシー利用助成事業

(3) 認知症対策

認知症ケアパスの活用や認知症サポーター養成講座の開催により、認知症への住民の理解を深め、徘徊等への適切な対応ができるよう見守りのネットワークづくりを取組みます。

主な事業

- 認知症サポーター養成事業
- 認知症カフェ
- 認知症初期集中支援事業

(4) 高齢者の居場所づくり

一人暮らしの高齢者などが安心していきいきと暮らせるよう、高齢者向けのシェアハウスやサロンのための建物を整備します。

主な事業

- 高齢者シェアハウス整備事業



現状と課題

本町には障がい者支援事業所として、社会福祉法人牧人会が運営する知的障がい者入所更生施設「はなわ育成園」と、児童デイサービス「すぎのこ園」、NPO法人が運営する就労継続支援B型サービス「かがやきダリア工房」、同「ウッドピアはなわ」などがあります。また、障がい者が共同で自立生活を送るためのグループホームが1か所あります。今後も、障がい者の日常生活を総合的にサポートできる体制づくりに取り組むとともに、障がい者が地域生活へ移行できるよう、関係機関と連携する必要があります。

取組方針

障がい者が一人ひとり、自分らしく自立して生活していくことができるよう、公的サービスと地域の支えあいによる支援に努めます。

施策

(1) 総合的な障がい者支援

障がい者が地域で安心して暮らせるように、自立と共生に向けた支援を行います。また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

主な事業

- 相談支援事業
- 基幹相談支援センター強化事業
- 成年後見制度利用促進事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 地域活動支援センター
- 移動支援事業

(2) 療育・発達支援の充実

障がいの早期発見、早期療育・発達支援のしくみづくりに努めるとともに、きめ細かな障がい児保育・特別支援教育を推進します。

主な事業

- すこやか発達支援事業
- 心身障害児支援事業
- 育成医療

(3) 生活支援の推進

障がい者が、安心して生活ができるよう、福祉サービスや経済的支援の充実に努めます。

主な事業

- 障がい者自立支援給付事務
- 障がい福祉サービス受給者認定事務
- 重度心身障がい者医療費給付事業

施策5

健康づくり



現状と課題

◎持続可能な保険運営のための健康づくり

住民一人当たりの保険費用が、高齢化や医療技術の高度化、高額薬価により年々増加傾向にあり、国民健康保険をはじめ各保険者の財政状況は、極めて厳しい状況にあります。被保険者に対し保健事業を通じた健康管理意識の高揚、疾病の早期発見・早期治療の促進を図る必要があります。

そのため、本町では特定健康診査事業、各種がん検診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化予防に努めています。また、より多くの住民の健康づくりを目的とした「はなわ健康チャレンジ応援事業」によるポイント付与などに取組んでいます。

◎地域医療との連携

本町には、東白川郡の基幹病院である塙厚生病院をはじめ、病院が2か所、診療所(医院)が2か所、歯科診療所(歯科医院)が4か所あり、地域医療体制は比較的充実していると言えます。今後、高齢化による医療需要の増大や疾病の複雑化が進むと予想される中、地域医療を維持し、保健事業と連携しながら、住民の健康の維持に取組んでいく必要があります。

◎世界的な感染症の蔓延

令和2年度(2020)より、新型コロナウイルス感染症が世界全体に蔓延し、特に人が過密状態の都市部において強力な感染の広がりが見られました。これに対し、新しい生活様式による予防について、全世界で啓発が進められていますが、対策が確立するまでは、住民一人ひとりによる手洗いなど、基本的な予防の徹底や、新たな生活様式の啓発など、感染症対策に取組む必要があります。

取組方針

住民の健康づくりは、単に個人の暮らしを豊かにするだけでなく、医療費の抑制にもつながることから、持続可能な行政の観点から重要な施策です。住民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践するまちづくりを進めます。

また、近年の課題として、未知のウイルス感染症等への対応も挙げられますが、本町においては市中感染の防止・感染症等に対応した新しい生活様式の構築など、アフターコロナを見据えた予防策の啓発に取組んでいきます。

施策

(1) 地域ぐるみの健康づくりの促進

多くの住民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、地域ぐるみで様々な健康づくり事業を推進します。

主な事業

- 健康相談会
- いきいき健康教室、サロン

(2) 成人保健の充実

特定健康診査やがん検診などにより、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予備群の方などに対して適切な保健指導を実施し、重症化を防止することで、医療費の削減を目指します。

また、埼玉厚生病院や地域の開業医による地域医療の取組と連携した保健指導を推進します。

主な事業

- 特定健康診査
- 後期高齢健康診査
- 結核、肝炎ウイルス、各種がん検診
- 特定保健指導
- 健康相談
- 健康教室
- 歯科検診
- 骨粗しょう症検診
- 既存健診対象外の住民に対する健康診査

(3) こころの健康づくりの推進

住民の悩みや不安の改善・解消を図るため、相談窓口の充実等を通じて、こころの健康づくりを推進します。また、「いのち支える埼玉自殺対策行動計画」に基づき、市内の様々な既存事業を「生きることを支える取り組み」として実施していきます。

主な事業

- こころの相談会

(4) 感染症対策の推進

感染力や症状において、住民に及ぼす危険性が高いと考えられる感染症を予防するため、感染症対策を徹底した生活様式の啓発や、予防接種の奨励等、市中感染を防止する取組を推進します。

主な事業

- 予防接種事業

(5) 健康な生活習慣の定着

飲酒・喫煙のリスクや健康的な食生活・運動習慣など、望ましい生活習慣の定着に向けた知識の啓発を行い、住民の日頃からの健康づくりを促進します。

主な事業

- 保健推進員活動
- はなわ健康チャレンジ応援事業
- 食育教室
- 給食センターの維持・管理

基本方針3 ▶ ふるさとを愛し心豊かに生き抜く力を学ぶまち(教育)

施策1

学校教育



現状と課題

◎家庭、学校、地域が連携した教育

学校教育においては、教員一人ひとりが創意・工夫しながら、授業、学校行事、多様な体験機会づくりなど、取組を行っています。平成28年度(2016)に埴町教育大綱を制定し、本町の教育方針を示すことで、急速に変化する社会にあっても子ども一人ひとりに向き合い、地域に根差した教育ができるよう取組んでいます。

今後も、家庭、学校、地域の連携のもと、確かな学力やたくましい体、豊かな心を育む教育を推進していくことが求められます。

◎多様な教育環境の充実

子どもの数の減少により、従来のように子ども会やスポーツ少年団活動による多様な体験活動を行うのが難しくなってきた地域があります。

教育内容について、子どもの個性・能力・適性等に配慮した教育課程や、自然体験、キャリア教育、国際理解教育、ICT教育、食育、読書活動推進などを行っています。また、不登校・いじめの未然防止と早期発見に向けた取組や、インクルーシブ教育の推進など、他人をいたわる心情や思いやりの心を育てる指導の充実にも取組んでいます。

◎ふるさとを愛する心の醸成

本町の転出者の多くは、進学や就職を期に引っ越しをする10～20歳代の若者となっています。将来の居住地や就労地については個人の選択が尊重されるべきですが、転出してどのような場所にあってもふるさとを思い、つながりを絶やさず、この地を守っていけるような人づくりのために、地域への愛着醸成に取り組む必要があります。

取組方針

それぞれの学校の実態に即して、ゆとりある教育環境の整備と教職員の資質向上を図ります。また、地域と共に、子どもたちが21世紀をたくましく生き抜く力の育成に努めます。

施策

(1) 「つなぐ教育」の充実、教育環境の充実

子ども一人ひとりの個性を尊重しながら、適正な就学支援を行い、基礎・基本の定着、活用する力、自ら学ぶ意欲を引き出す教育を展開する「つなぐ教育」を推進します。また、キャリア教育やICT教育、国際理解教育など、多様な教育を推進します。そのために、教職員等の資質と指導力の向上を図ります。

主な事業

- 学力向上推進対策事業
- 英語指導講師設置事業
- 小中学生異文化体験事業
- 教育指導員配置事業
- G I G Aスクールの推進
- I C T支援員・スクールサポーター配置事業

(2) 家庭教育、地域教育の推進

放課後子ども教室など、多様な体験活動や住民との交流機会創出に取り組めます。また、放課後児童クラブを充実させ、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりに努めます。また、子どもたちを、地域とともに健全育成する活動を推進します。

主な事業

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室

(3) 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、「埴町いじめ防止基本方針」のもと、学校、家庭、地域が緊密に連携し、体制を整え、相談・指導に努めます。

主な事業

- 不登校対策事業
- スクールカウンセラー派遣事業
- スクールソーシャルワーカー派遣事業

(4) 特別支援教育の充実

関係機関等との連携を強化し、障がいのある子どもたちが、心豊かにたくましく育ち、将来の社会参加と自立を実現する教育の推進に努めます。

主な事業

- 特別支援教育支援員配置事業

(5) ふるさとを愛する教育の推進

自然教育(自然体験)や防災教育を通して、愛郷心を育み、自立心、自己効力感(有用感)、共感力、協調性を養い、自己の人生を生き抜き、周りの人と自然及び地域と共に生きる力を培う取組を進めます。

主な事業

- 教育特区構想「自然教育子どもアドバイザー」の設置事業

施策2

生涯学習



現状と課題

健康寿命の延伸やライフスタイルの多様化が進む中、子どもから高齢者まで、自由に気軽に学べる生涯学習体制づくりが求められています。子どもたちの豊かな心を育むための地域と学校が連携した教育や、高齢者の生きがいづくりなど、様々な視点の取組が必要です。

それに対し、公民館講座の開催や自主学習グループの育成、青少年育成町民会議による青少年の健全育成の推進、読書活動の促進などに努めており、今後も、住民の学習ニーズにきめ細かく対応していくことが求められます。

取組方針

子どもから大人まで、住民が生涯にわたって地域に根ざした学びを高められるよう取組みます。講座メニューの多様化や、地域の特色を活かした体験の機会を取り入れ、幅広い世代が学べる生涯学習体制を構築します。

施策

(1) 生涯学習の推進

公民館等を拠点とした学習講座の充実を図り、住民の多様な生涯学習機会の創出に努めます。また、身近な地域で学習活動を継続できるよう、地区ごとの自主的な学習活動の支援に努めます。さらに、ボランティア登録制度の充実や生涯学習アドバイザー制度により、生涯学習を推進する人材の育成に努めます。

主な事業

- 地域学級
- 高齢者講座(長寿学園)
- 子ども教室
- 公民館機能の維持

(2) 青少年の健全育成

「寺西八か条」を心に響くように伝えるなど、よいことはよい、悪いことは悪いと青少年自身が体得できる埴町独自の青少年教育を推進するとともに、青少年の創造性と情熱をまちづくりに活かす取組を積極的に推進します。

主な事業

- 成人式開催事業
- 青少年主張大会事業
- 青少年育成町民会議事業

(3) 図書館の充実

検索、予約など機能面での充実を図るとともに、出前図書事業、イベント等を充実し、図書館の利便性の向上を図ります。また、種々の行政・郷土資料を収集し、地域に根ざした特色ある図書館づくりに努めます。さらに、子ども読書推進計画に基づき、子どもたちが読書に親しむ取組を進めていきます。

主な事業

- 読書マラソン事業
- 後個人・施設宅配
- 出前図書事業

施策3

生涯スポーツ



現状と課題

学齢期を過ぎると定期的に運動する機会は減る傾向がありますが、スポーツ・レクリエーション活動は健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくり、潤いのある地域づくりにもつながります。可能な限り、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが大切です。

こうしたことから、本町では、町営体育館、B&G海洋センターなどを拠点に、スポーツ講座の開催や、体育協会加盟団体への支援、総合型地域スポーツクラブNPO法人「はなわスポーツクラブ」の支援などを通じて、住民のスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後も、住民の運動不足傾向や高齢化が進む中、参加しにくい層でも参加できるよう、ニュースポーツを中心にメニューや開催日時・方法等を工夫し、スポーツを気軽に継続できるよう支援していくことが求められます。

取組方針

住民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現につなげるまちづくりを推進します。

施策

(1) 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が多様な参加につながるよう、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、健康づくり講座の開催、各種スポーツ講座の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な事業展開を促進します。

主な事業

- スポーツ少年団支援事業
- 町体育協会支援事業
- 各種スポーツ教室の開催
- 各種スポーツ大会の実施
- B & G プールの運営

(2) スポーツ施設の充実

町営のスポーツ・レクリエーション施設管理を、指定管理者制度のもとで、活動と管理を一体的にすることで、有効かつ効率的な活用を図ります。

主な事業

- 施設修繕維持工事
- 町営体育館等照明のLED化

施策4

歴史・文化・芸術



現状と課題

本町には、台宿薬王寺や塙代官所跡など、この地の歴史を物語る文化財が数多く残されています。また、書や絵など住民の創作活動も盛んであり、あぶくま高原美術館における展示や小学生を対象とした文化財めぐりなど、歴史・文化・伝統の振興と継承に努めています。さらには、音楽、演劇等の鑑賞会など、住民が身近に優れた芸術・文化に触れる機会づくりにも努めています。

今後も、引き続きこうした取組を推進し、文化・芸術の継承と創造に努めることが求められます。

取組方針

本町の歴史・文化を将来に継承していくため、歴史遺産・文化財の保存・活用を図ります。また、文化施設を維持管理するとともに、住民が芸術・文化に親しむ機会を創出します。

施策

(1) 歴史・文化財の整備、保存、活用

貴重な歴史・文化遺産の収集・保存・展示と伝統芸能の継承に努めるとともに、まちづくりへの活用を図ります。

主な事業

- 歴史・文化遺産の保存・活用
- 伝統芸能の継承
- 文化財めぐり事業

(2) 文化活動の促進

音楽、演劇等の鑑賞会など、住民が優れた芸術・文化にふれる機会を充実させていくとともに、文化団体の育成など住民の日頃の文化・芸術活動の活性化を図り、文化祭など発表の場を拡充します。また、あぶくま高原美術館の一層の魅力化を図り、本町の文化の情報発信につなげていきます。

主な事業

- 文化祭
- 文化講演会開催事業
- 美術館運営事業

基本方針4 ▶ 豊かな自然の中に暮らす安全・安心のまち(都市基盤)

施策1

安全・安心対策(防災・防犯・交通安全)



現状と課題

◎災害に強いまちづくり

令和元年度(2019)の大規模な台風により、久慈川や川上川流域に大きな被害が出ました。本町においては死者・行方不明者とも出でならず、建物被害も一部破損にとどまっているものの、今後はこうした大規模災害への備えが常に必要であり、住民一人ひとりの防災への備えと地域での共助による取組の重要性が高まっています。

大規模災害を想定し、役場庁舎敷地内に防災センターが完成しており、役場の災害時の拠点としての機能強化が図られました。住民に対しては、「埴町防災マップ」及び「埴町洪水ハザードマップ」により、災害時の住民の行動について意識啓発を図っています。

災害時等に重要な役割を果たす常備消防については白河地方広域市町村圏消防本部が担っており、地域の防災体制については、消防団が非常備消防として住民の生命・身体・財産を守っています。年々人口が減少するなかで、消防団員の確保が課題となっています。

救急については、棚倉消防署埴分署における本町の救急車出動件数は、近年減少傾向にあるものの、適切な救急体制の維持を図る必要があります。

また、災害に強いまちづくりに向け、令和2年度(2020)に「埴町国土強靱化地域計画」を策定しました。

◎防犯・交通の安全の推進

世帯構成や地域のつながりの希薄化により、高齢者を狙った詐欺犯罪の手口が巧妙化しており、さらなる住民への意識啓発が必要となっています。今後も、警察をはじめ、関係団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。

交通安全については住民への意識啓発活動を行っていますが、今後のさらなる高齢化を見据え、高齢者の認知能力低下等に伴う、運転免許証の返納促進等の対策を検討していく必要があります。

取組方針

台風や地震などによる激甚災害の際には、行政の支援には限界があるため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、日頃から住民・地域の防災意識の啓発や訓練等を通じ、避難行動の定着を図ります。

防犯や交通安全については、関係機関との連携を十分図り、交通事故や犯罪を未然に防ぐため、継続的に住民の意識啓発に取り組めます。

施策

(1) 防災体制の充実

災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など災害時の情報収集・提供体制の強化や、消防団や自主防災組織との連携強化、災害応援協定の締結など防災支援協力体制の強化を図り、防災体制の充実に努めます。ハザードマップの活用や防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図ります。

主な事業

- 防災マップ更新事業
- 地域防災計画見直し事業
- 防災訓練事業

(2) 防災施設の充実

治山治水事業の推進や土石流や急傾斜地崩壊の防止の促進、地すべり防止など防災施設の充実に図ります。

また近年、短時間に集中的に発生するゲリラ豪雨が発生した場合、河川や内水氾濫による浸水被害が懸念されます。そのため、雨水を排水するポンプ施設や下水道の整備など、浸水対策を推進します。

主な事業

- 雨水排水施設整備事業
- 浸水対策軽減事業

(3) 消防体制の充実

消防団員の確保や消防団組織の充実に図ります。また、消防車両や資機材、防火水槽、消火栓など消防施設の整備を推進します。

主な事業

- 消防団運営事業
- 消防ポンプ自動車等更新事業
- 消防施設整備事業

(4) 救急救命体制の充実

広域消防における救急救命士の育成を働きかけるとともに、救急講習会の実施やAEDの普及などを促進し、救急・救助体制の充実に努めます。

主な事業

- 白河地方広域市町村圏整備組合(常備消防)参画事業

前期基本計画

(5) 防犯対策の推進

警察や地域の防犯協会等と連携し、子どもの通学時の見守り活動や特殊詐欺の事例周知など、防犯意識の高揚と地域ぐるみの防犯体制の確立を図ります。また、防犯灯など防犯施設等の充実を図ります。

主な事業

- 防犯啓発事業
- 埴町防犯協会運営支援事業
- 防犯灯整備事業

(6) 交通安全対策の推進

高齢者や子どもたちなど、住民みんなが安心できる交通環境づくりをめざし、交通安全教育を推進するとともに、家庭や地域、事業所、学校等と連携して交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚を図ります。また、県などと連携をとりながら、道路反射鏡やガードレール、道路照明等の設置や危険箇所の改良などを推進し、町内道路の安全性を高めます。

近年の高齢者の危険運転の事例周知などを通じ、認知能力の低下傾向がみられる場合の免許返納の必要性を啓発します。

主な事業

- 交通教育専門員活動事業
- 交通安全啓発事業
- カーブミラー設置事業

移住・定住、関係人口の増進



現状と課題

◎継続する人口減少

本町では、進学、就職を転機とした若者世代の人口流出が顕著で、過疎地域として指定を受けています。今後もさらに人口減少が進み、様々な分野で担い手不足などの影響が懸念されることから、安心・安全な住環境を整備しながら、移住・定住促進に取り組む必要があります。

◎移住・定住促進に向けた住宅整備

住民の定住や町外からの移住促進のために、北原定住促進住宅及びさくらタウン末広を整備しました。特にさくらタウン末広については、子育て世帯の分譲地購入に対して土地購入や住宅建築の助成を行っており、結果として町外からの子育て世帯の移住にもつながっています。

若者世代の転入促進及び転出抑制を図ることにより、将来に向けた本町の賑わい創出が期待されることから、今後も積極的に移住・定住施策を展開する必要があります。

◎空き家・空き地の活用

近年、都市部から農村部への移住を希望する人や、新型コロナウイルスをきっかけに地方移住を決断する人など、様々な形で地方に生活や仕事の拠点を求める人が増加しています。このような移住希望者の受け皿として、新たな住宅整備だけでなく、空き家や空き地の有効活用を検討することは有効と考えられます。現在、空き家バンクを運用していますが、さらに空き家の登録件数の増加につながる取組が求められます。

◎関係人口への施策の検討

関係人口は、本町に居住しなくとも地縁のある人や、仕事で町を訪れた人、ふるさと納税やボランティア活動で本町に貢献してくれる人など、町と多様な関わりを持つ人々です。今後、地域活性化を考えるにあたって、こうした関係人口の活力を施策につなげることも有効な手段の一つと考えられます。

取組方針

移住・定住促進に向けた住宅・住環境の整備は、引き続き検討します。また、空き家、空き店舗、空き地の有効活用に向け、物件の掘り起こしや、リモートワークなどによる仕事と田舎暮らしの両立など、新しい生活スタイルの実現に取り組めます。

観光振興や雇用創出、住環境整備、子育て環境の充実など、施策を横断的に展開し、本町に愛着を持つ交流人口を、関係人口、定住人口につなげるよう取り組めます。

施策

(1) 移住・定住促進

移住意向を持つ方に対する相談支援を行うとともに、情報発信を行い、町外からでも本町の情報を取得しやすくなるように取り組めます。また、移住者が一定の収入を得ることができるよう、雇用創出施策と連動しながら、移住促進を推進します。加えて、お試し移住や二地域居住、ワーケーションの推進、シェアオフィスの整備など、働き方の多様化を踏まえた移住体験を推進します。

主な事業

- 移住に係る住宅取得等への支援
- 空き家バンクの運用
- 住宅団地整備事業
- 町営住宅建替事業

(2) 関係人口の増進

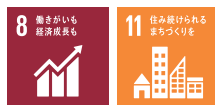
町外からの支援者である関係人口の増進を図ります。また、ふるさと納税の取組を充実します。

主な事業

- ふるさと納税の活用

施策3

地域交通



現状と課題

◎住民ニーズに応じた地域公共交通の検討

近年、路線バスの利用者が減少傾向にあり、不採算路線について、埴町地域公共交通活性化協議会で再編の検討を進めており、本町の交通体系を全体的に見直しています。その一方で、運転免許証の自主返納者も増加しており、必要な方に適切な移動支援ができることを念頭に、検討する必要があります。

すでに、代替的な交通体系として、デマンドタクシーや地域別定額タクシー制度の実証実験を行っており、今後、路線バスのあり方とあわせて、持続可能な地域公共交通の維持確保に取り組む必要があります。

◎安全なインフラの整備

本町には、国道が3路線、県道が8路線あり、町道が192路線あります。阿武隈山地の複雑な地形から、狭く見通しの悪い道路が多く、地域の発展や山林整備の妨げになっているため、計画的な整備を進める必要があります。

取組方針

地域公共交通網の整備については、利用実態の把握と分析を行い、路線バスと代替的な交通手段を組み合わせた新たな交通体系を確立します。また、まちの基盤となる道路の整備や維持管理を、必要に応じて優先順位をつけながら実施します。

施策

(1) 新たな交通体系の確立

バス事業者と連携しながら、持続可能な新交通体系を確立することで、高齢者など自ら運転することの困難な住民の、病院や商店街、駅等への移動手段を維持します。

主な事業

- まちなか新交通システムの構築
- コミュニティバスの運営

(2) 道路・橋梁の整備

生活道路・基幹道路など、集落環境の改善や産業の振興に結びつく道路網の整備を図ります。また、段差の解消や歩道、交通安全施設の設置など、人にやさしい道路づくりに努めます。橋梁においても、優先順位をつけながら、順次長寿命化を図ります。

主な事業

- 防災・物流に要する基幹道路整備事業
- 日常生活に要する生活道路整備事業
- 橋梁インフラの長寿命化事業
- 河川の整備及び維持
- 国土調査事業の計画的な実施
- 狭あい道路整備事業

施策4

上下水道



現状と課題

◎上水道の健全運営

上水道による給水普及率は、令和2年度(2020)末で92.2%となっています。上水道事業においては、施設・管路等の老朽化が進んでおり、計画的な更新整備が必要となります。経営面では、すでに公営企業会計に移行し、効率的な事業運営を推進しています。

今後、給水人口の減少やライフスタイルの多様化等により、水需要は減少傾向にあり、給水収益の減少が想定され、事業運営の効率化等による、健全な経営が必要となります。

◎生活排水施設の維持管理

快適な住環境の保持のため、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業(台宿地区・常世北野地区・伊香地区・川上地区)の運営及び合併処理浄化槽の整備を進めています。令和2年度(2020)末の水洗化率は83.2%となっており、環境保全と水循環社会形成のために今後も普及を図ることが求められます。

また経営面では、令和5年度(2023)より公営企業会計へ移行予定であり、効率的な事業運営のあり方を検討する必要があります。汚水処理人口は減少傾向にあることから、施設の縮減及び統合を進める必要があります。

取組方針

衛生的かつ文化的な暮らしを維持するため、上水道の安定供給に努めます。下水道については、公営企業会計への移行に伴い、一層効率的な運営を進めます。下水道、農業集落排水の区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

施策

(1) 安全な水供給のための施設整備

水質検査計画に基づく検査体制により安全な水の供給に努めるとともに、老朽化した施設の更新整備を計画的に進めます。

主な事業

- 水道水の水質管理
- アセットマネジメントに基づく施設更新

(2) 生活排水の適切な処理の推進

公共下水道の接続及び農業集落排水の加入を促進するとともに、施設の維持管理に努めます。また、合併処理浄化槽の整備について啓発し、生活排水の浄化を促進します。

主な事業

- 下水道施設維持管理事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業
- 農業集落排水処理事業

(3) 上下水道事業の健全な経営

埜町上下水道事業経営戦略に基づき、業務の広域連携、料金及び使用料の適正化を図り、経営の安定化に努めます。中長期的な視点を持って、上下水道資産の管理及び更新投資を行います。

主な事業

- 上下水道施設更新整備事業
- アセットマネジメント策定による施設更新、料金改定

施策5

情報通信基盤の整備



現状と課題

◎時代とニーズに合わせた情報通信基盤の整備

インターネットやスマートフォンが普及し、世代を問わずSNSの利用者が増加する中で、情報通信は企業や行政の各種サービス、学校や日常の買い物など、住民の日常生活に欠かせないものとなりました。本町は、町内全域に光ファイバー網が整備されており、情報通信基盤は充実しています。

また、先進的な情報技術を活用し、Society 5.0に向けた対応が必要となる一方、従来型の情報取得手段に依存する住民への通信基盤も維持していく必要があります。本町では、希望する世帯に対して、双方向通信が可能なテレビ電話型の装置（IP告知端末）を配置しています。地上デジタル放送の難視聴地域に対して、デジタル放送再送信サービスを提供しています。

行政においても、ICTやAIの導入・活用を検討し、住民の利便性向上に取り組む必要があります。

◎災害や感染症に対応した情報通信基盤の確保

平成30年(2018)の北海道胆振東部地震や令和元年(2019)の房総半島台風では、災害だけでなく広範囲にわたる長期間の停電被害が出ており、住民への情報発信に支障が生じる事例があり、本町においてもかかる事態は想定しておく必要があります。また、令和2年度(2020)には新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業や自治体、学校で、密接を避けるためのリモートワークやWEB会議、オンライン教育が行われました。今後は常にこのような事態に備え、安定的な行政運営を可能とする体制を整備する必要があります。

取組方針

Society 5.0の時代に向けて、高速データ通信網の基盤整備など、利用環境の充実を図るとともに、職員負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、IoT、ビッグデータやAIなど、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を図り、幅広い分野での可能性を模索していきます。

また、通信技術改革は非常時にも有用であるため、非常事態への対応も想定し、体制整備を行います。

施策

(1) DXの推進

住民の利便性向上を図るため、ICTやAIの導入・活用によるDXを推進し、業務や体制の見直しを図る必要があります。

主な事業

- DX推進計画

(2) 災害や感染症に対応した通信基盤の整備

非常事態が発生した際に、緊急の情報発信や連絡のための情報ネットワークを整備します。

主な事業

- 地域情報化通信施設整備事業
- 公衆無線LAN整備事業

施策6

生活環境



現状と課題

◎広域連携によるごみ・し尿等の処理

本町のごみ・し尿・産業廃棄物処理については、東白川衛生組合により共同処理を行っています。施設の老朽化や処理能力及び循環型社会実現の面から、ごみ等の減量化・リサイクルを図らなければなりません。そのためには、住民一人ひとりの環境に対する意識向上、意識改革を促すための取組が重要であり、適正なごみ処理や日常生活の中で行えるエコ対策の推進が必要です。

◎地球温暖化対策の必要性

近年、わが国は度重なる激甚風水害に襲われており、地球温暖化の影響が指摘されています。再生可能エネルギー導入を推進するなど、住民・事業者とともに地球温暖化に向けた取組が必要です。

取組方針

住民の衛生環境の維持のため、ごみ・し尿等の処理について、広域連携のもとで推進します。また、環境保全のため、3R活動や食品ロス削減活動など、暮らしの中で取組むことのできるエコ対策の啓発等に努めます。地球温暖化対策への取組として、脱炭素の取組や再生可能エネルギーの導入を図ります。

施策

(1)ごみ・し尿等の処理

ごみ・し尿等の広域的な処理を推進するとともに、住民の日頃からのエコ対策の促進に向け、啓発活動を推進します。

主な事業

- 東白衛生組合参画事業

(2)脱炭素化の推進

省エネルギーの促進や、街路灯・防犯灯等のLED化を推進します。また、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を実現するため、風力発電等の再生可能エネルギーの利用や拠点づくりを検討します。

主な事業

- 防犯灯整備事業(LED化)
- 再生可能エネルギーの利用促進

自然環境



現状と課題

本町は、山林が町の面積の80%以上を占めています。豊かな自然環境の保全を念頭におきながら、土地利用の総合的な保全・活用方針と、それらを守る施策を検討する必要があります。

そのため、緑を守り育てる活動や、ダリア、山つつじ、桜などの花づくり、ふるさとの川モデル事業による親水空間の創出、「かっぱのすり鉢」「雷滝」など地域のボランティアによる自然公園づくりなど、住民と行政が協働で自然環境の保全・活用に努めています。

今後も、長期的な視野に立ち、こうした活動を一層進めるとともに、本町の大部分を占める森林をはじめとした自然環境を、教育、健康、観光等に活かした活動に取り組む必要があります。

取組方針

自然環境と調和した暮らしは、都会では得られない本町の利点であり、美しい緑と水を後世に残すため、行政はもとより、一人ひとりが意識を持って取組んで行かなければなりません。そのため、住民への意識啓発をはじめとした活動に取り組めます。

施策

(1) 山・水・花の美しい景観づくりの促進

環境美化活動や、花いっぱい運動や、遊休農地でのレンゲ、菜の花等の植え込みなどをまちぐるみで展開するとともに、“かわ”と“まち”が一体となった自然空間を創出するなど、山・水・花の美しい景観形成に努めます。

主な事業

- 保健文化機能を有する森林の、教育や健康分野への活用
- 遊歩道の整備

基本方針5 ▶ 住民と協働で歩むまち(行財政・コミュニティ)

施策1

行財政運営



現状と課題

◎効率化を求められる行政運営

社会情勢の変化や国の政策動向、突発的な災害への対応などにより、行政の事務は増大傾向にあり、最適な行政サービスを提供するためには、職員の資質向上や事務の効率化に取り組む必要があります。このため、持続可能な行政サービスの提供に向け、より効率的・効果的な組織体制づくりに取り組んできました。また、業務の効率化に向け、基幹業務システムを単独クラウド化しています。

今後は、ICTを活用したさらなる事務の効率化や、民間活力を導入するなど、自律的・持続的な事業推進を図っていく観点等も求められます。

◎人口減少時代の財政運営

財政の健全性を確保するため、地方債発行の際には、過疎対策事業債をはじめ、交付税算入率の高い事業債を優先的に活用しています。本町の財政指標は、健全化判断比率に該当するものはなく、危機的な状況というわけではありません。しかし、人口減少により町税等の自主財源確保が難しい状況のため、今後の道路等をはじめとするインフラや公共施設の整備、維持管理費用等を勘案すると、厳しい財政運営が想定されます。

このようなことから、事務事業の広域化や民営化等を検討し、公益性を維持しつつ、持続的な財政運営を行う必要があります。

取組方針

職員の意欲・能力の向上を図るとともに、効率的・効果的な行政運営を行います。また、将来にわたって持続が可能な、健全な財政運営に努めます。

施策

(1) 効率的・効果的な行政運営

職員の能力の向上を図りながら、定員の適正化を図り、それぞれの負担が過大にならないような組織体制を検討し、必要に応じて機構や事務分掌の見直しを図ります。また、自治体クラウドの導入など、ICTの導入による業務の効率化を推進します。

主な事業

- 行政改革の推進

(2) 持続的な財政運営

将来的な財源を考慮しながらも、最大限住民の利益になるよう、財政運営を行います。単一自治体では効率が上がらない事務の広域化や、遊休状態の公共施設等の有効活用の検討など、施策の推進や資産の運用において、効率的なあり方を検討します。

主な事業

- 公共施設等総合管理計画の推進
- 役場庁舎改築事業及びネットワーク構築事業

施策2

住民協働



現状と課題

近年は核家族化や高齢者の単身世帯の増加により、家族による支え合いが困難な住民が増え、同時に社会構造や住民意識の変化による地域のつながりも希薄化しています。その結果、虐待、孤立死(孤独死)が社会問題化するなど、地域課題は多様化、複雑化しており、従来の施策だけでは解決が難しい状況となっています。

このような状況の中、大規模な自然災害が頻発しており、住民による日常的な支え合いの重要性が改めて認識されています。このため、ボランティア活動などに参加する意識の醸成や、地域コミュニティに関わる様々な主体によるネットワークの構築、地域を支える人材の育成により、時代に即した新たな支え合いを確立する必要があります。

本町では、地域振興事業交付金を創設し、地域で自主的に実施する事業について支援を行っています。今後も、地域の自主活動を促進する施策が求められます。

取組方針

地域の住民活動の活性化を図り、協働のまちづくりを進めます。

施策

(1) 協働のまちづくりの推進

地域住民のコミュニティ活動やボランティア活動を促進します。

主な事業

- 地域集会所運営費補助事業
- コミュニティ活動助成事業

第3章

計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、次の2つの考え方によって毎年の進捗管理を行います。

- 重点施策は、総合戦略の毎年の評価・検証を行い、外部評価も踏まえながらPDCAサイクルを推進します。
- 本計画全体の進捗管理については、毎年の予算編成・振興計画ローリングの中で、PDCAサイクルを推進します。また本計画全体の総括(成果・課題の整理)については、前期計画終了年度を目途に実施し、外部評価も踏まえながら後期基本計画の策定につなげます。

埴町第六次長期総合計画

山水花のまちづくり

資料編

○埴町長期総合計画審議会条例

(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 23 号)

改正 昭和 53 年 3 月 22 日条例第 15 号 昭和 56 年 6 月 22 日条例第 21 号
昭和 61 年 3 月 19 日条例第 10 号 平成元年 3 月 18 日条例第 2 号
平成 2 年 7 月 1 日条例第 19 号 平成 5 年 3 月 19 日条例第 3 号
平成 27 年 2 月 23 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、埴町長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、埴町長期総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 一般住民
- (4) 町職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が、出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について、必要な事項は町長が定める。

附 則(昭和53年3月22日条例第15号)
この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月22日条例第21号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月19日条例第10号)
この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(平成元年3月18日条例第2号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年7月1日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月19日条例第3号)
この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月23日条例第2号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

埴町長期総合計画審議会委員名簿

	区 分	所属機関等		氏 名
1	住 民	老人クラブ連合会	会 長	宮崎 正利 様
2	教 育	埴中学校PTA	元 会 長	大竹 孝和 様
3	商 工	埴町商工会	事 務 局 長	小針 徳秀 様
4	福 祉	社会福祉協議会	事 務 局 長	木田 恵子 様
5	団 体	東白川郡連合婦人会	会 長	七宮 昭子 様
6	産 業	株式会社 星電設	代表取締役	星 和典 様
7	産 業	松栄商事	代表取締役	鈴木 英昌 様
8	産 業	一般財団法人「天領の郷」	専 務 理 事	岩崎 次弘 様
9	金 融	東邦銀行埴支店	埴 支 店 長	箭内洋一郎 様
10	団 体	東西しらかわ農業協同組合	埴 支 店 長	佐藤 匡彦 様

会長 宮崎正利氏 副会長 七宮昭子氏
任期：令和2年6月15日～令和4年6月14日

策定経過

日 程	実施内容	詳 細
令和元年10月～11月	住民アンケート	・町内在住の18歳以上の方に対する調査
令和2年2月7日	住民ワークショップ	・まちづくりの課題についての意見交換
令和2年7月13・14日	庁内各課ヒアリング	・第五次長期総合計画の振り返り・総括
令和3年5月31日	第1回基本構想審議会	・基本構想の諮問
令和3年8月10日	第2回基本構想審議会	・長期総合計画(素案)について ※書面による意見集約を8月20日までに行った
令和4年1月18～28日	パブリックコメント	・基本構想案についての意見募集
令和4年2月17日	第3回基本構想審議会	・基本構想の答申

塙町第六次長期総合計画

発行：塙町 総務課

〒963-5492 福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21番地

電話：0247-43-2111(直通)／FAX：0247-43-2116

E-mail：jouhou@town.hanawa.fukushima.jp



埴町第六次長期総合計画